

仕 様 書

工事名称：平成27年度新宿御苑菊上家等設置工事

工事場所：東京都新宿区内藤町1-1（新宿御苑内）

工事概要：新宿御苑において毎年11月に開催される菊花壇展のため、菊花壇用上家（竹軸・木軸）の設置・解体、花壇の設置等を実施するもの。

工事期間：契約の日から平成27年12月18日

また、上家建て方は下記の期日までに実施し、解体は菊花壇展終了後に行う。

- ・江戸菊花壇上家：平成27年10月5日
- ・大作り花壇上家：平成27年9月25日
- ・大菊花壇上家：平成27年10月15日
- ・伊勢菊・丁字菊・嵯峨菊花壇上家：平成27年10月10日
- ・一文字菊・細管物菊花壇上家：平成27年10月15日
- ・懸崖菊花壇上家：平成27年10月26日
- ・肥後菊花壇上家：平成27年10月26日

工事内容：

（1）建築工事

- ・菊花壇竹軸上家2棟 建て方及び解体
- ・菊花壇木軸上家5棟 建て方及び解体

（2）土木工事（公園工事）

- ・懸崖菊花壇設置
- ・肥後菊花壇設置
- ・伊勢菊・丁字菊・嵯峨菊花壇設置
- ・大作り花壇設置
- ・江戸菊花壇設置
- ・一文字菊・細管物菊花壇設置
- ・大菊花壇設置
- ・露地花壇設置（2箇所）

（3）その他工事

- ・竹軸上家材から真竹材の仕分けを行い、竹竿への転用等真竹材の簡易な加工
- ・菊花壇案内・解説看板の設置
- ・花壇周辺環境整備（玉砂利敷き均し等）

特記事項

1. 一般的事項

- (1) 本工事は、本仕様書及び既存の設計書（以下「設計図書」という）に基づき施工すること。また、国土交通省監修の建築等の各種共通仕様書（最新版）及び国土交通省営繕部監修の建築工事施工監理指針（最新版）によるものとする。
- (2) 仕様の基本については設計図書記載のとおりとし、細部の変更・加工が必要な場合は監督職員と協議の上、施工承認図を作成し作業を進めること。
- (3) 設計図書に明記のない場合にあっても、作業遂行上当然必要となる事項は請負者の負担で行うものとする。
- (4) 設計図書に明記のない場合、又は疑義が生じた場合は、全て監督職員の指示により施工すること。
- (5) 工事期間中は、「新宿御苑内工事作業心得要領」を遵守し、常時工事区域周辺の整理整頓に心がけるとともに、作業員の規律保持に留意し、来園者が不快に感じるような言動等は厳に行わないこと。
- (6) 工事関係者により安全管理組織体制を定めるとともに、災害の発生に備えて、あらかじめその対策を定めておくものとし、業務実施計画書にある緊急連絡体制を整備すること。
- (7) 請負者の責により地下埋設物等に損害を与えた場合には、速やかに監督職員に報告するとともに、関係機関に連絡し応急措置を講じ、請負者の負担によりこれを補修しなければならない。
- (8) 工事施工に際しては、来園者の安全、景観保全に十分配慮し、苑内の諸施設、樹木等を損傷したり、来園者に危害を及ぼすことのないよう十分配慮するとともに、車輛や重機械を使用するときは、安全のための誘導員を配置すること。
- (9) 工事看板、規制看板等は監督職員の指示に従い設置すること。
- (10) 請負者は業務開始前に下記に定める「工事实施計画書」等を提出し、発注者の承認を受けること。
 - ①工事实施計画
 - ②工事概要
 - ③現場連絡表及び緊急連絡体制表
 - ④その他監督職員が必要と定める事項
- (11) 請負者は勤務日毎に作業日誌を記入し、工事終了後、監督職員に提出し承認を得ること。
- (12) 工事の施工に伴い発生した発生材は、特記仕様書または監督職員の指示に基づき適切に処分すること。
- (13) 工事期間中において、風雨による上家の損傷を防ぐため、適宜適切な養生措置を講じること。

2 実施方法

(1) 実施に当たっては、作業手順の記録と保存の観点から監督職員と協議の上、記録写真を撮影し、請負者にあつては別途記録者を選定し監督職員に届け出ること。

(2) 上家設置工事

①竹軸上家の使用材料については、特に精選されたものを使用するので、監督職員立会のもと、材料の承認を受けるとともに、切り込み、建て込み前に再確認を受けること。

②木軸上家は支給品により組み立てるが、建て方及び解体に当たっては木軸を損傷しないよう丁寧に取り扱うこと。

③上家使用材料の品質等は以下とする。

ア 上家建て方用杉及び檜丸太は皮はぎ新材で、曲がり、腐り、虫食い、変色のない所定の規格寸法を有する上等品であること。

イ 真竹は2年以上の粘りの強い、曲がりのない青竹とし、腐り、虫食い、変色のない所定の規格寸法を有すること。

ウ 上家屋根及び周辺よしずは磨きよしずの間に挟み込むこと。使用すること

④肥後菊及び懸崖菊上家の前柱用檜丸太は組立前に荒縄タワシ等で念入りに磨き上げること。

⑤肥後菊及び懸崖菊上家のよしずは二重張りとし、屋根については農業用ビニールフィルムを、周囲についてはこもをよしずの間に挟み込むこと。

⑥上家設置に当たっては、監督職員を通じ工程等について特に調整を行うこと。

⑦展示終了後、上家の解体材等は損傷をきたさないよう留意し、所定の場所に丁寧に整理・運搬・格納すること。

⑧工事に伴い発生した廃材（木竹）に関してはチップ材として再加工するため、監督職員の指示に従い、所定の場所に運搬すること。

⑨木竹以外の廃材の処理方法については専門業者への委託処理を原則とするが、リサイクル率を高めるため詳細については監督職員と協議すること。

(3) 工事機械

①苑内は通路が狭く軟弱な箇所もあるためダンプ及びトラック等車輛の乗り入れは4tまでとする。ただし、管理区域（管理門及び管理事務所後方）については大型車輛の乗り入れも可能なため、大型車輛で納品された資材はここで積み替えること。

②工作機械は排ガス対策型及び超低騒音型を使用する等苑内の環境に十分配慮した機械を使用すること。

③苑内のキャタピラ走行に当たっては、適切な養生を講じ、必要最小限に留めること。

- (4) 休日又は夜間における作業区分
 - ①本工事の作業区分は原則平日 8 時 30 分から 17 時までとする。
 - ②工事施工上やむを得ず休日または夜間等に作業を行う場合が生じた場合は、監督職員と協議すること。
 - (5) 材料の見本または資料及び検査
 - ①工事に用いる材料において必要な見本または資料の提出は監督職員の指示によるものとする。
 - ②既製品で特に銘柄を指定してある物を使用する場合は、監督職員に見本を提出し了承を得ること。
 - ③材料の承認及び確認は別途示す書式で協議を行うとともに、納品物については数量を記し写真を撮影すること。
 - (6) 竣工報告書等（完了報告）

竣工報告書は次の書類で構成し、工事完了後遅滞なく監督職員に提出すること。

 - ①工事の経過及び竣工を撮影した写真
 - ②工事日報
 - ③その他監督職員の指示する書類
 - (7) その他
 - ①備品類の貸与を受ける必要がある場合は、監督職員に申請し事前に承認を受けること。
 - ②作業員の休憩所は次の条件を付して管理事務所より貸与する。
 - ア 清掃、風紀、衛生の維持等に努めること。
 - イ 火災、盗難の防止に努めること。
 - ウ その他事故防止について常に配慮すること。
 - ③本請負工事については、「国及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 12 年法律第 100 号）に従い実施すること。
3. 情報セキュリティの確保
- 請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。
- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請け負う業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
 - (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示で適切に取り扱うこと。
 - (3) 請負者は、環境省セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ

事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等によって不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

- (5) 情報システムを構築・改良する業務にあつては、請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠したシステムを構築すること。

- (6) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

4. その他

- (1) 請負者は、本仕様に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部事項については、環境省担当官と速やかに協議し、その指示に従うこと。

- (2) 請負者は、この調査で得られたデータを第三者に渡し又は当該調査以外に利用してはならない。

- (3) 請負者は、各調査に信憑性を確保するために、適切な計画を調査に先立ち文書化し、それに基づき調査を実施する。調査内容及びその実施状況について、環境省から指示があった場合は提出することとする。

新宿御苑工事作業心得要領

環境省新宿御苑管理事務所

(目的)

第1条 新宿御苑内において実施する工事について、来苑者及び工事の安全を確保し、且つ、工事の進捗を図るため本要領を定める。

(対象範囲)

第2条 本要領は、工事請負者を対象とする。

(工事請負者及び作業員)

第3条 工事請負者は、従事する職員及び、作業員の人数を新宿御苑管理事務所に毎日書面を持って報告するものとする。

(工事請負者の職員及び作業員の義務)

第4条 工事に従事する職員及び作業員は、次の事項を厳守するものとする。

1. 苑内では定められた腕章を常時つけるものとする。
2. 休憩時間中は新宿御苑管理事務所が指定する場所を使用するものとする。
3. 来苑者に不快感を与えるような服装及び、妄りな行為は慎むものとする。
4. 来苑者とのトラブルは絶対に起こしてはならない。
万一生じた場合は、直ちに新宿御苑管理事務所に報告するものとする。
5. 職員及び作業員の入退苑は、原則として定められた工事用門を使用するものとする。

(建設機械器具及び車両)

第5条 工事等請負者は苑内で使用する建設機械器具及び、車両(以下「車両等」という。)の種別、型式、運転手等の一覧表を作成し、新宿御苑管理事務所の承認を得るものとする。

(通行証)

第6条 第5条の車両等には、新宿御苑管理事務所が貸与又は指示する様式の通行証を常時掲出するものとする。

1. 通行証は、車両等の外部から一目で確認できる箇所に明示するものとする。
2. 通行証は、他の車両に転用してはならない。
やむを得ず車両等を変更する場合は、その都度新宿御苑管理事務所の承諾を得るものとする。
3. 貸与された通行証は、工事完了後速やかに新宿御苑管理事務所に返却するものとする。
また、新宿御苑管理事務所の指示により作成した通行証については、工事完了後速やかに処分するものとする。

(車両等の義務)

第7条 車両等を使用する苑内作業に当たっては、次の事項を厳守するものとする。

1. 車両等は、原則として低振動、低騒音型を使用するものとする。
2. 機械による掘削は事前に新宿御苑管理事務所職員の立会いの上地下埋設物の有無を確認してから行うものとする。
3. 車両等の苑内走行は、定められた経路及び、速度を守り、来苑者の安全確保には十分留意するものとする。

4. 車両等の走行に当たっては、緊急且つ、やむを得ない場合を除き警笛は使用しないものとする。
5. 車両等は、苑路以外の場所に侵入してはならない。
やむを得ず進入する場合は、新宿御苑管理事務所の指示を得るものとする。
6. 車両等の駐車は、指定された場所以外では行わないこと。
やむを得ない場合は、その都度新宿御苑管理事務所の指示を得るものとする。
7. 車両等の入退苑は、原則として定められた工事門を使用するものとする。

(作業時間)

第8条 作業時間は原則として午前8時30分から午後5時までとし、この時間外の作業を行う場合は事前に新宿御苑管理事務所の許可を受けその指示に従うものとする。

(祝日等の作業)

第9条 祝日は原則として作業は行わないものとする。また土、日曜日に行う作業は騒音、塵埃の少ないものとする。

(現場管理)

第10条 工事に当たっては、次の事項を厳守するものとする。

1. 請負者は工事着手に先立ち、新宿御苑管理事務所と協議の上工事門を設置し、必要に応じ警備員を配置するものとする。
2. 工事現場は原則として、保安柵又はシート等で囲みその中で作業を行うこととする。
3. 請負者は入苑者が工事現場に立ち入らぬよう注意看板を設置するものとする。
4. 請負者は、工事に伴い苑路の迂回等が必要な場合は、その都度新宿御苑管理事務所と協議の上、迂回指導板を設置するものとする。
5. 工場用資材置場は新宿御苑管理事務所の指定する場所を使用し、必ずシート等で覆うなどして、盗難にあわぬよう注意するものとする。
6. 工事現場及びその付近は、常に整理整頓を行うものとする。

(安全管理)

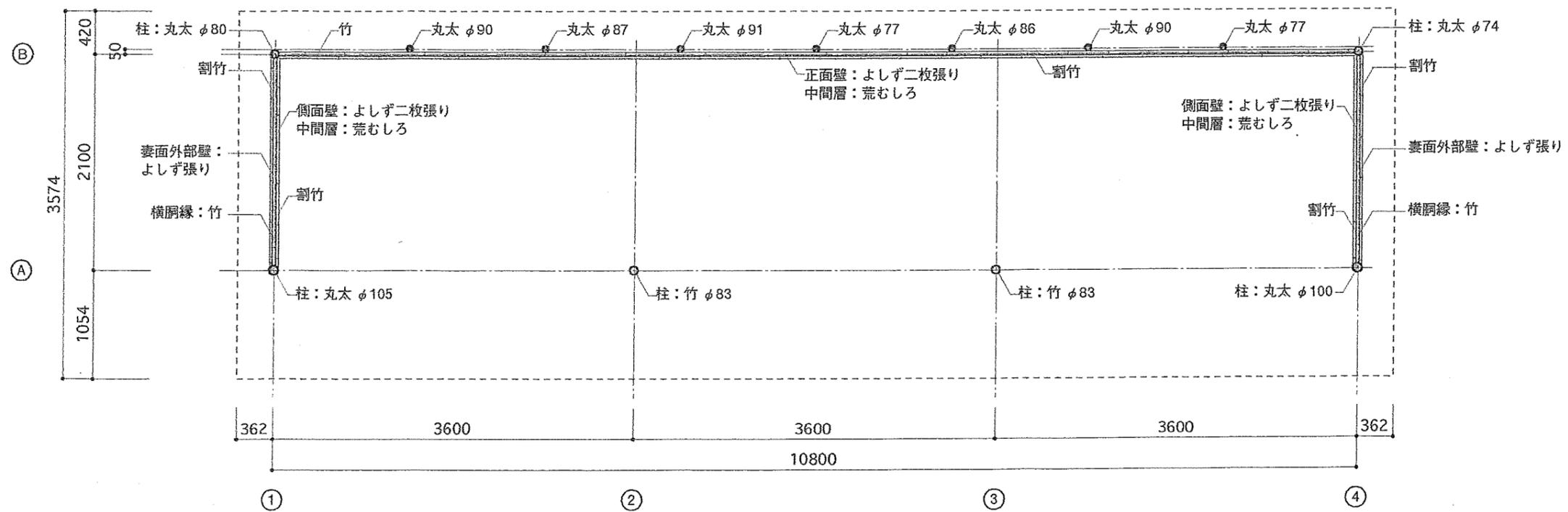
第11条 請負者の現場責任者は、工事現場の安全対策に万全を期するものとし、次の事項を厳守するものとする。

1. 工事現場において万一事故が発生した場合は、速やかに新宿御苑管理事務所に報告するものとする。
2. 危険物の取扱いは必ず危険物取扱責任者が行うものとする。
3. 工事現場における火器の使用は、工事目的に直接使用する場合に限るものとし、目的以外のために使用する場合は、事前に新宿御苑管理事務所の許可を受けその指示に従うものとする。

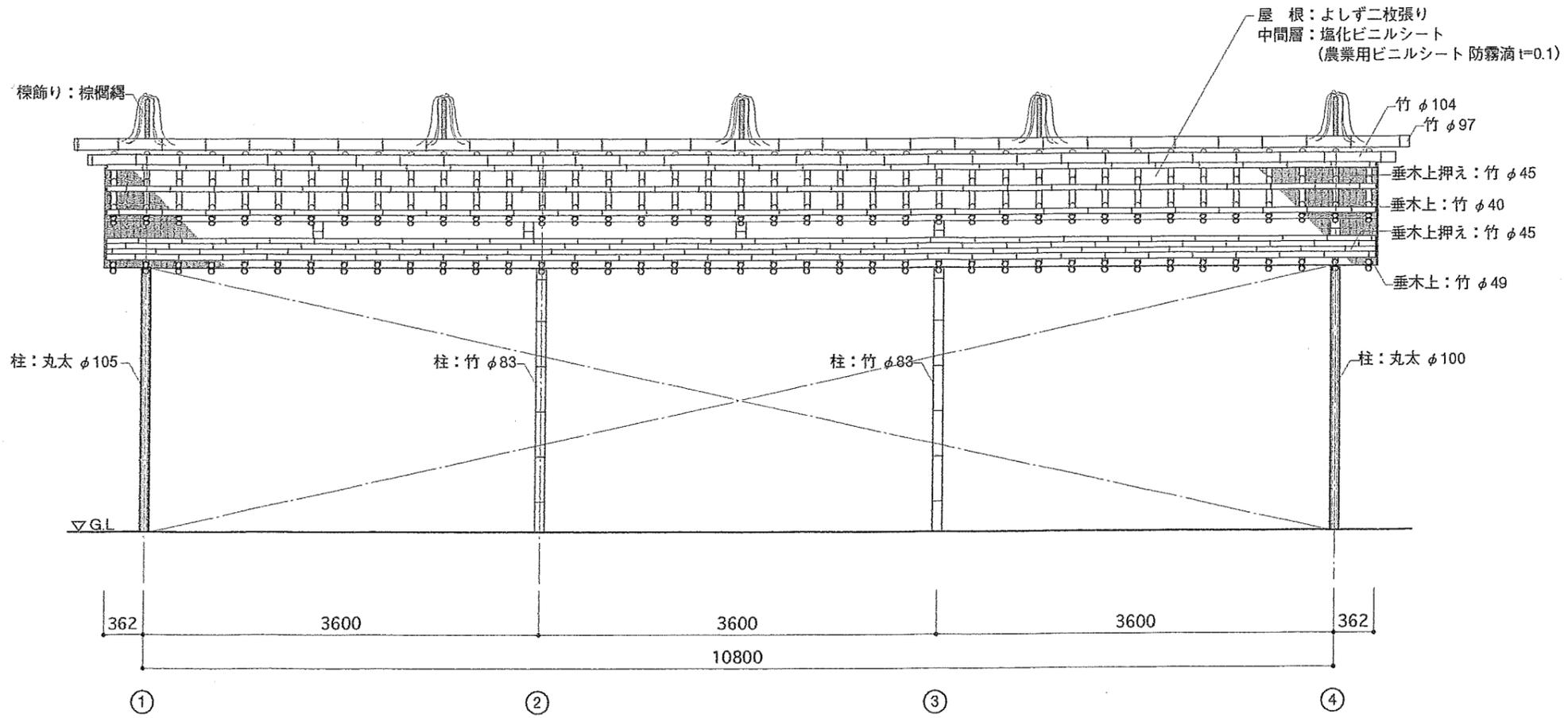
(その他)

第12条 請負者の現場責任者は、新宿御苑管理事務所との連絡を密にし、現場の円滑な運営に努めるものとする。

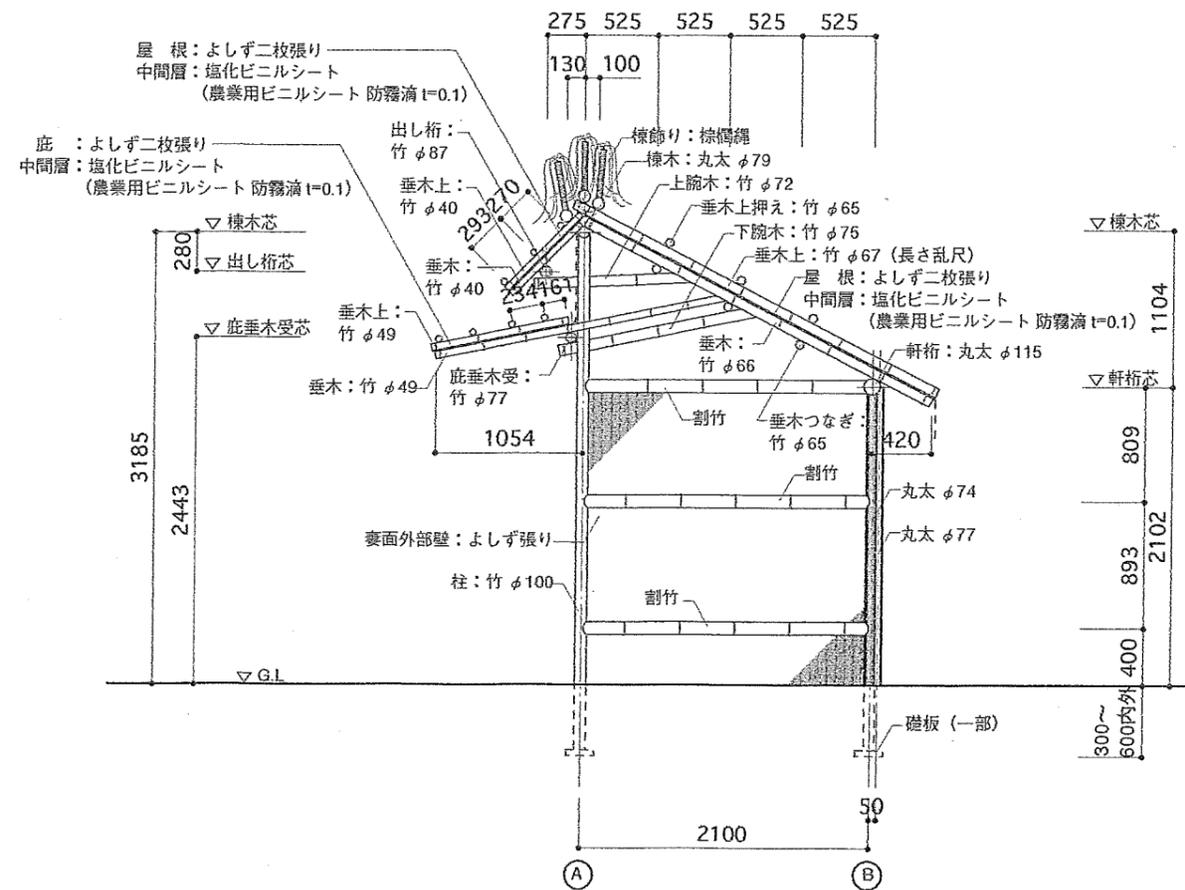
第13条 請負者は上記の事項について、工事に従事する職員及び作業員全員に周知徹底させるものとする。



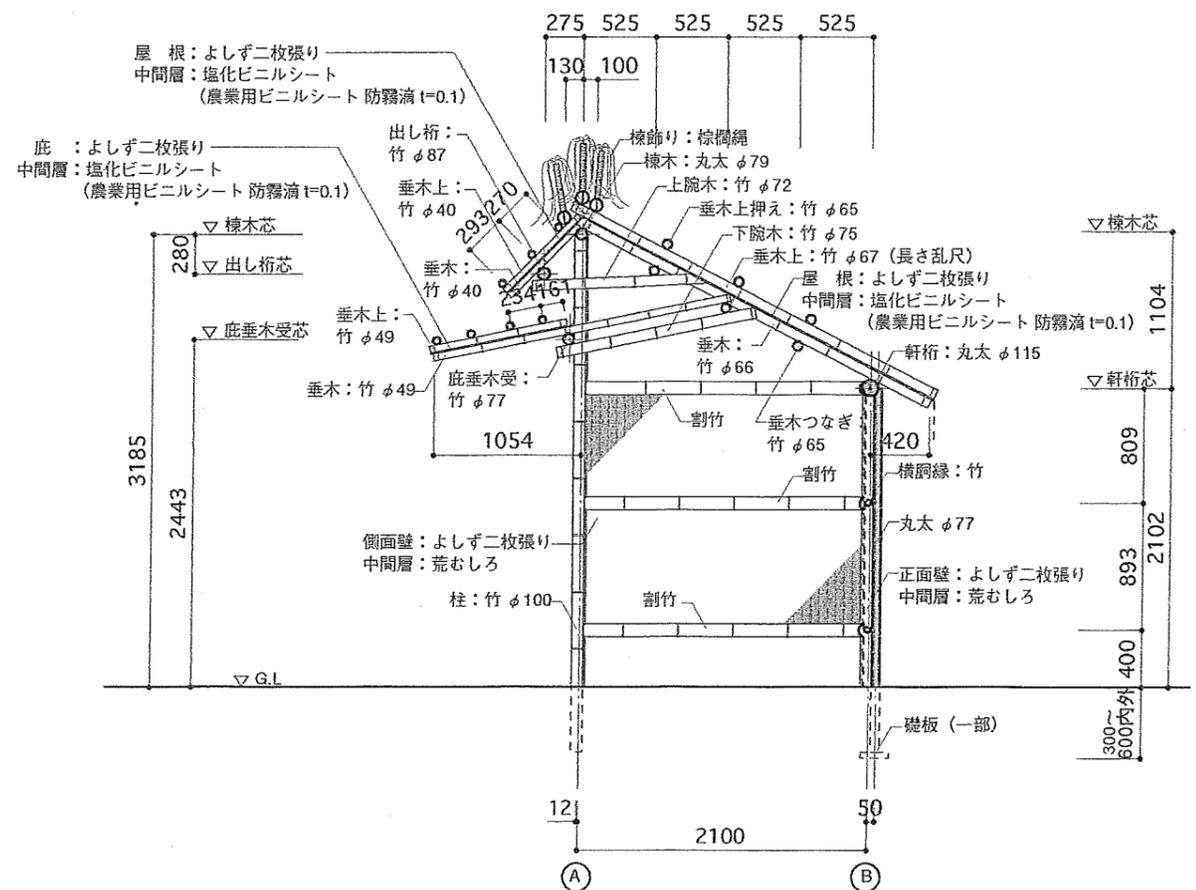
公園名称	新宿御苑	工事名称	平成 27 年度新宿御苑菊上家等設置工事			
図面名称	懸崖作り花壇上家 平面図					
縮尺	1:50	年月日		図番	1	
	照査	設計	環境省自然環境局 新宿御苑管理事務所		照査 設計	



公園名称	新宿御苑	工事名称	平成 27 年度新宿御苑菊上家等設置工事			
図面名称	懸崖作り花壇上家 正面立面図					
縮尺	1:50	年月日		図番	2	
	照査	設計	環境省自然環境局 新宿御苑管理事務所		照査 設計	

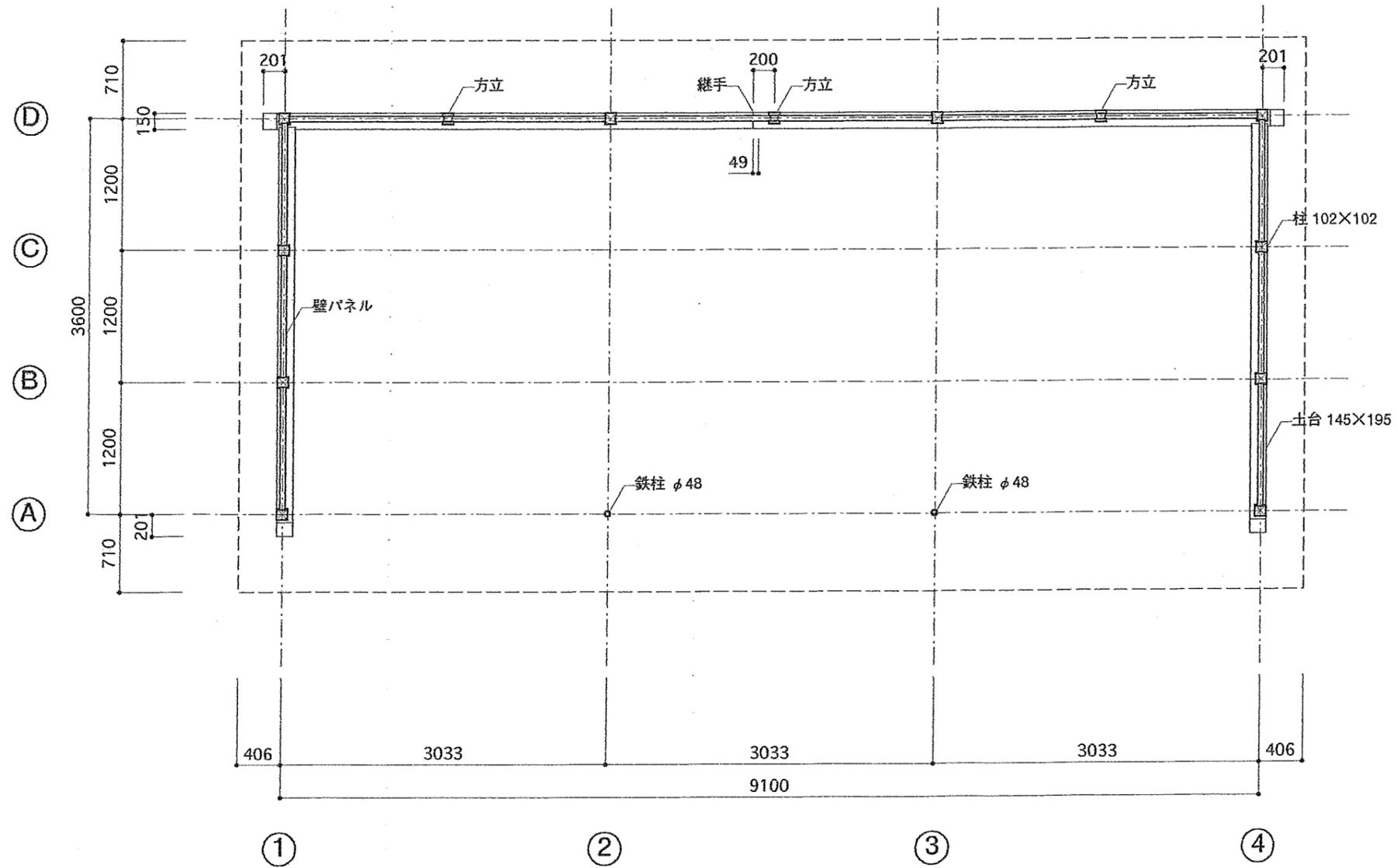


妻面立面図

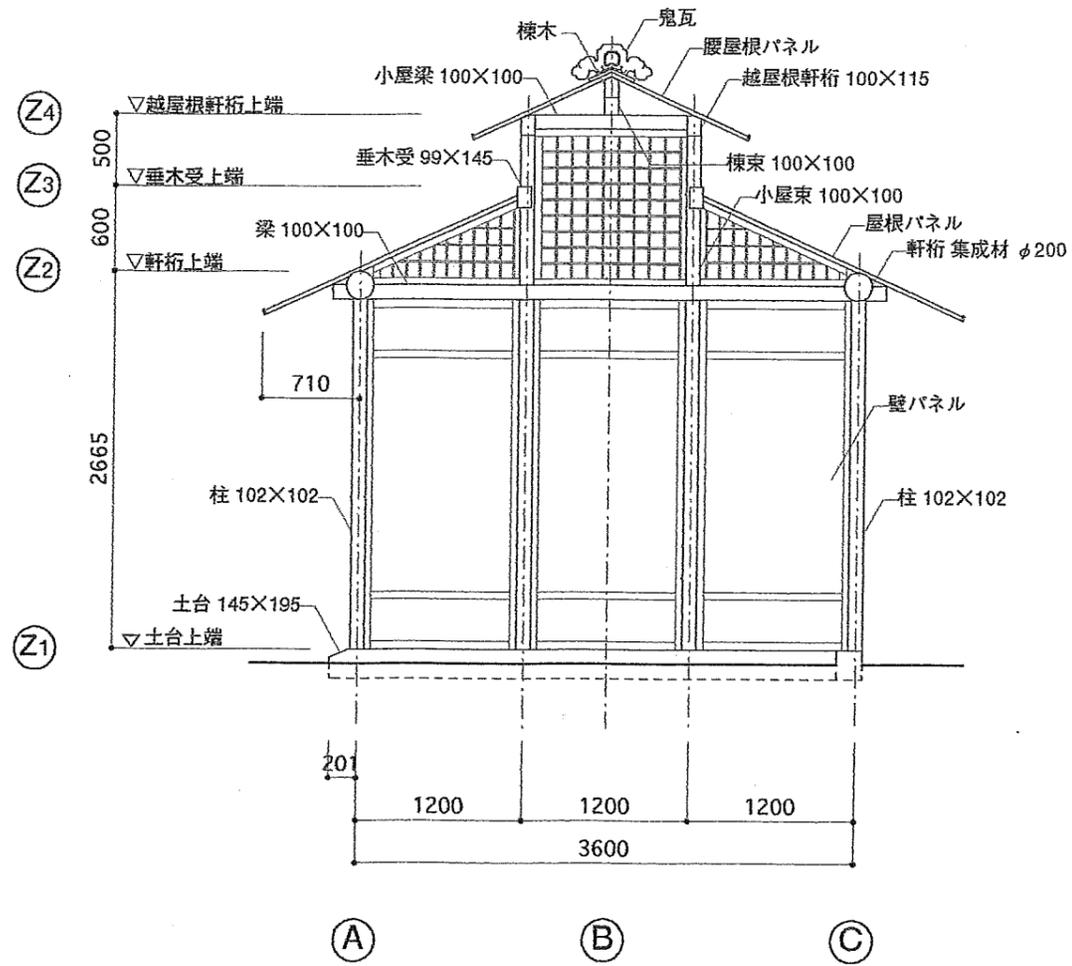


梁間断面図、展開図

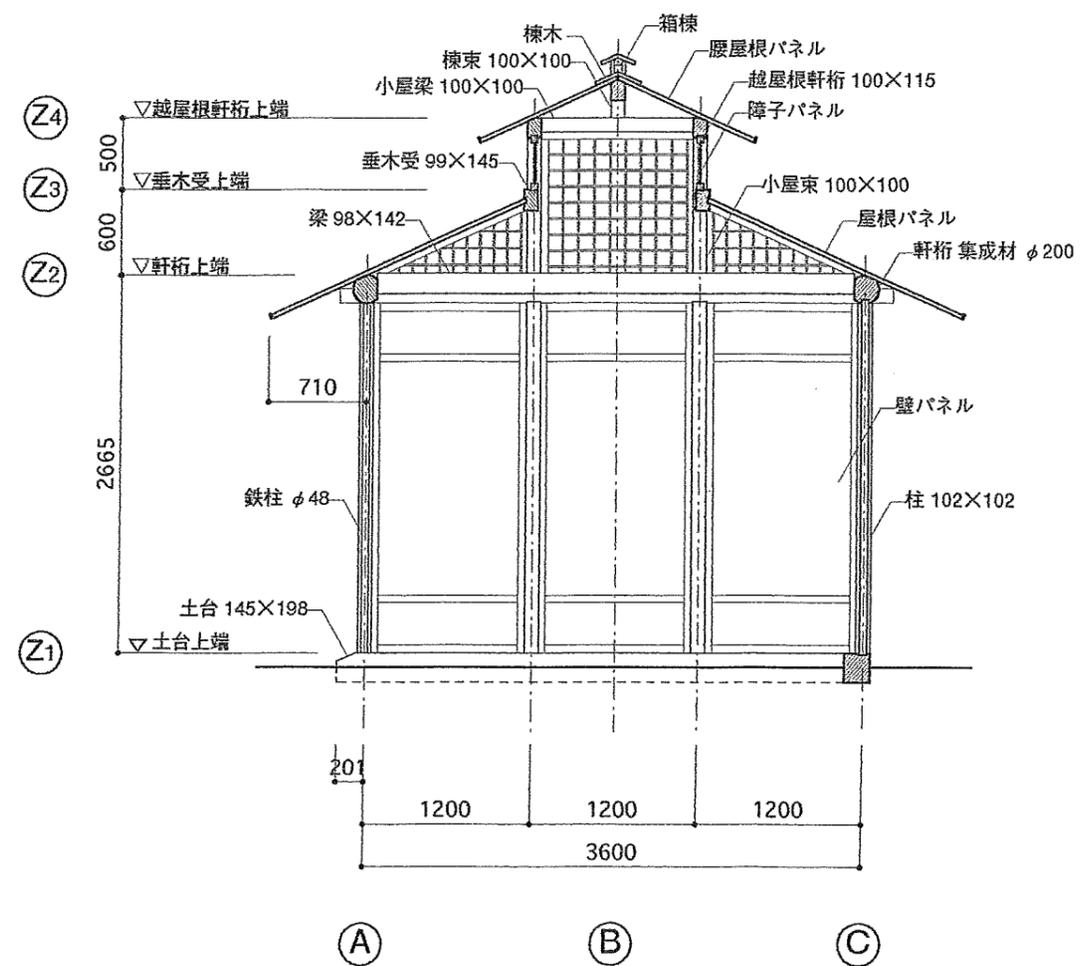
公園名称	新宿御苑	工事名称	平成 27 年度新宿御苑菊上家等設置工事		
図面名称	懸崖作り花壇上家 妻面立面図、梁間断面図、展開図				
縮尺	1:50	年月日		図番	3
	照査	設計	環境省自然環境局 新宿御苑管理事務所		照査 設計



公園名称	新宿御苑	工事名称	平成 27 年度新宿御苑菊上家等設置工事			
図面名称	伊勢菊、丁子菊、饅頭菊花壇上家 平面図					
縮尺	1:50	年月日		図番	5	
	照査	設計	環境省自然環境局 新宿御苑管理事務所		照査	設計

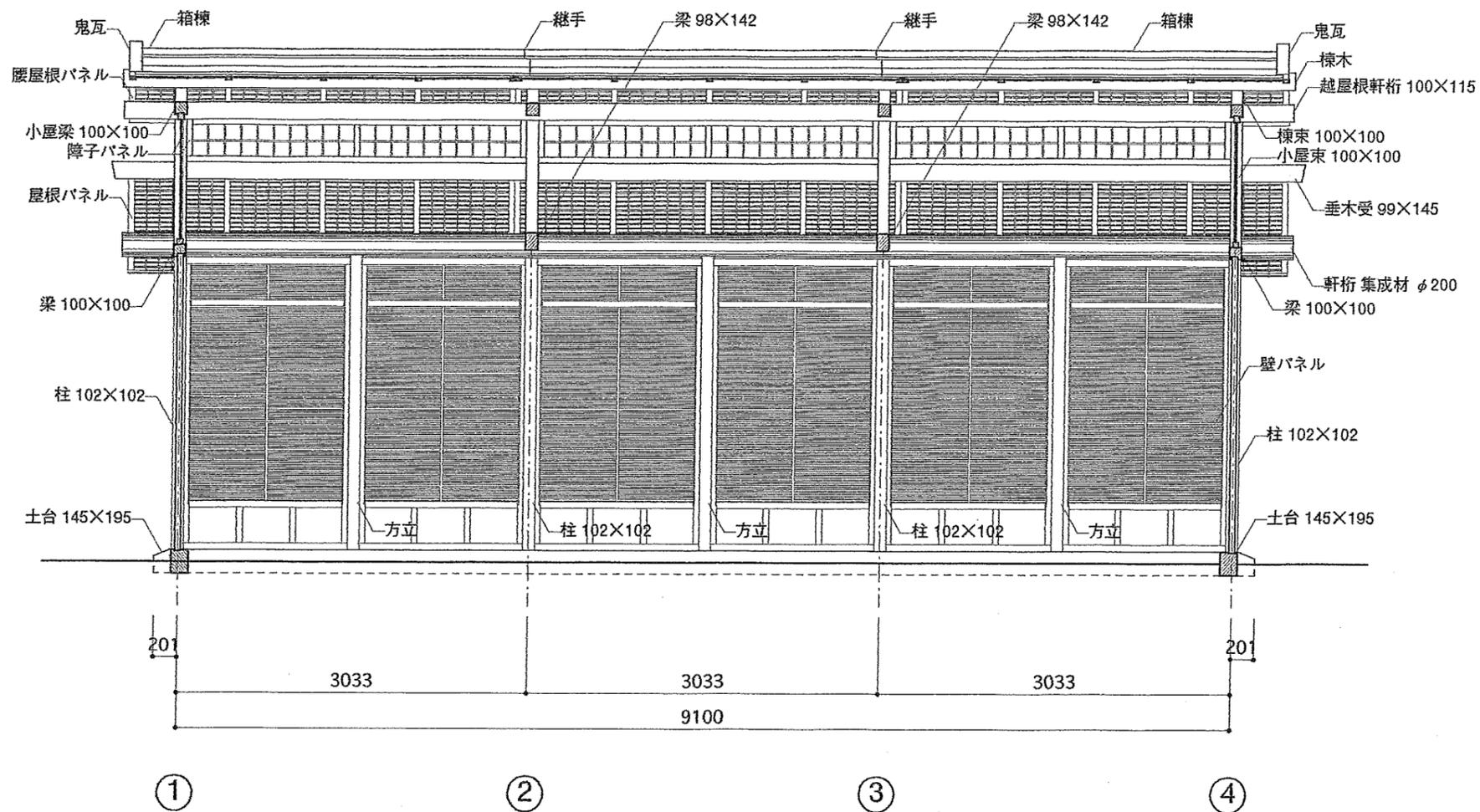


妻面立面図

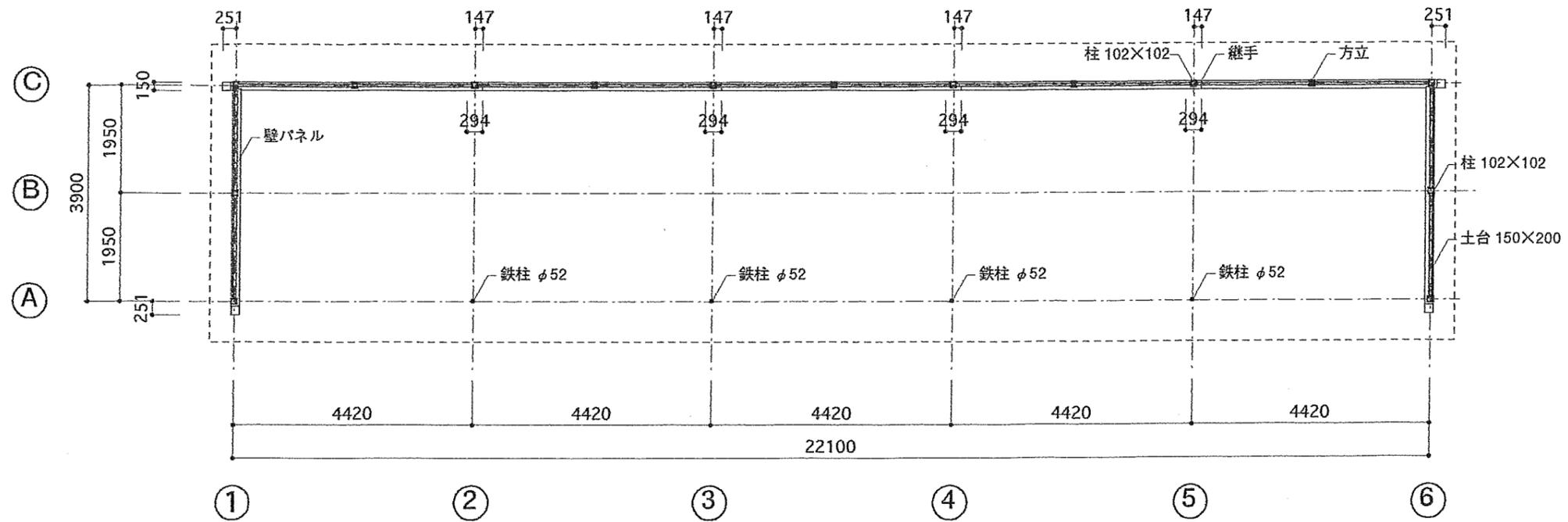


梁間断面図、展開図

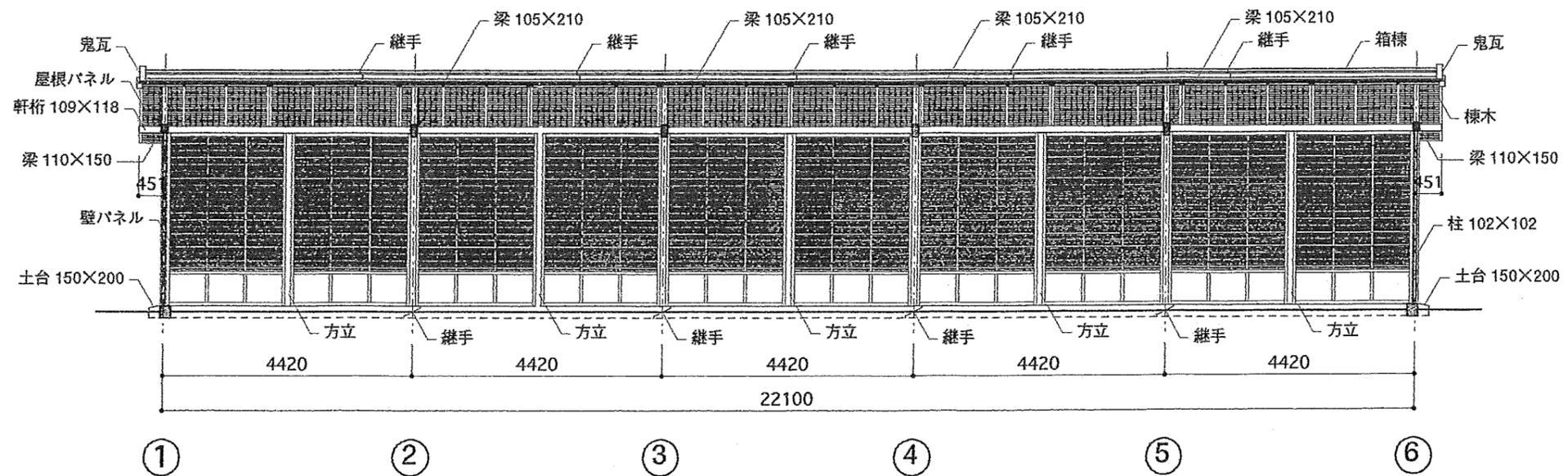
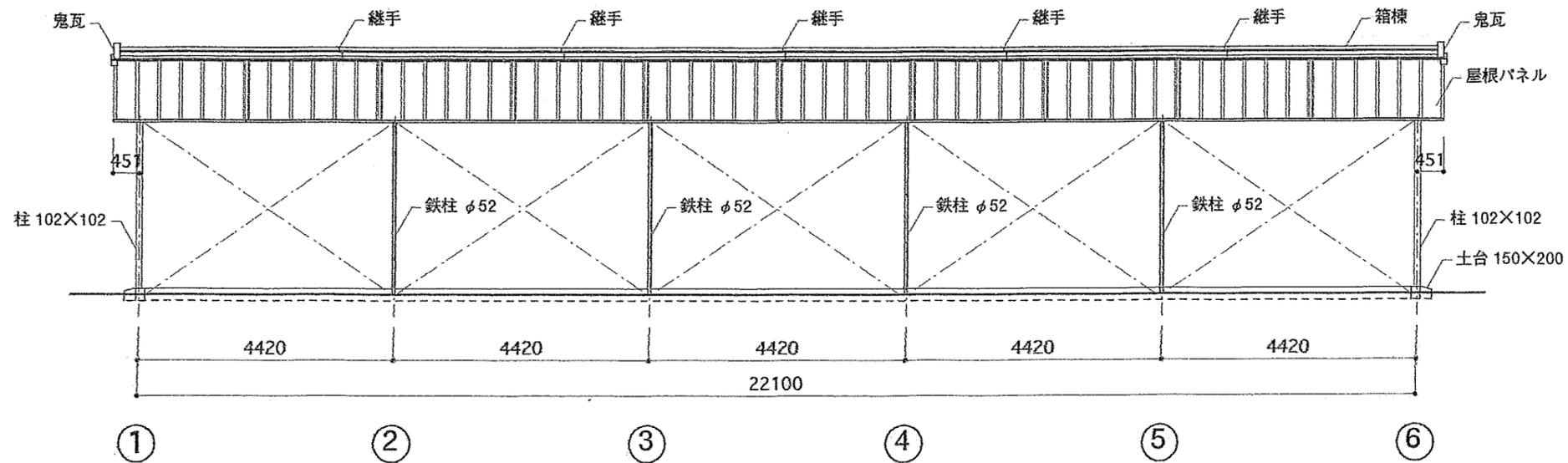
公園名称	新宿御苑	工事名称	平成 27 年度新宿御苑菊上家等設置工事			
図面名称	伊勢菊、丁子菊、嵯峨菊花壇上家					妻面立面図、梁間断面図、展開図
縮尺	1 : 50	年月日		図番	6	
		照査	設計	環境省自然環境局 新宿御苑管理事務所		照査 設計



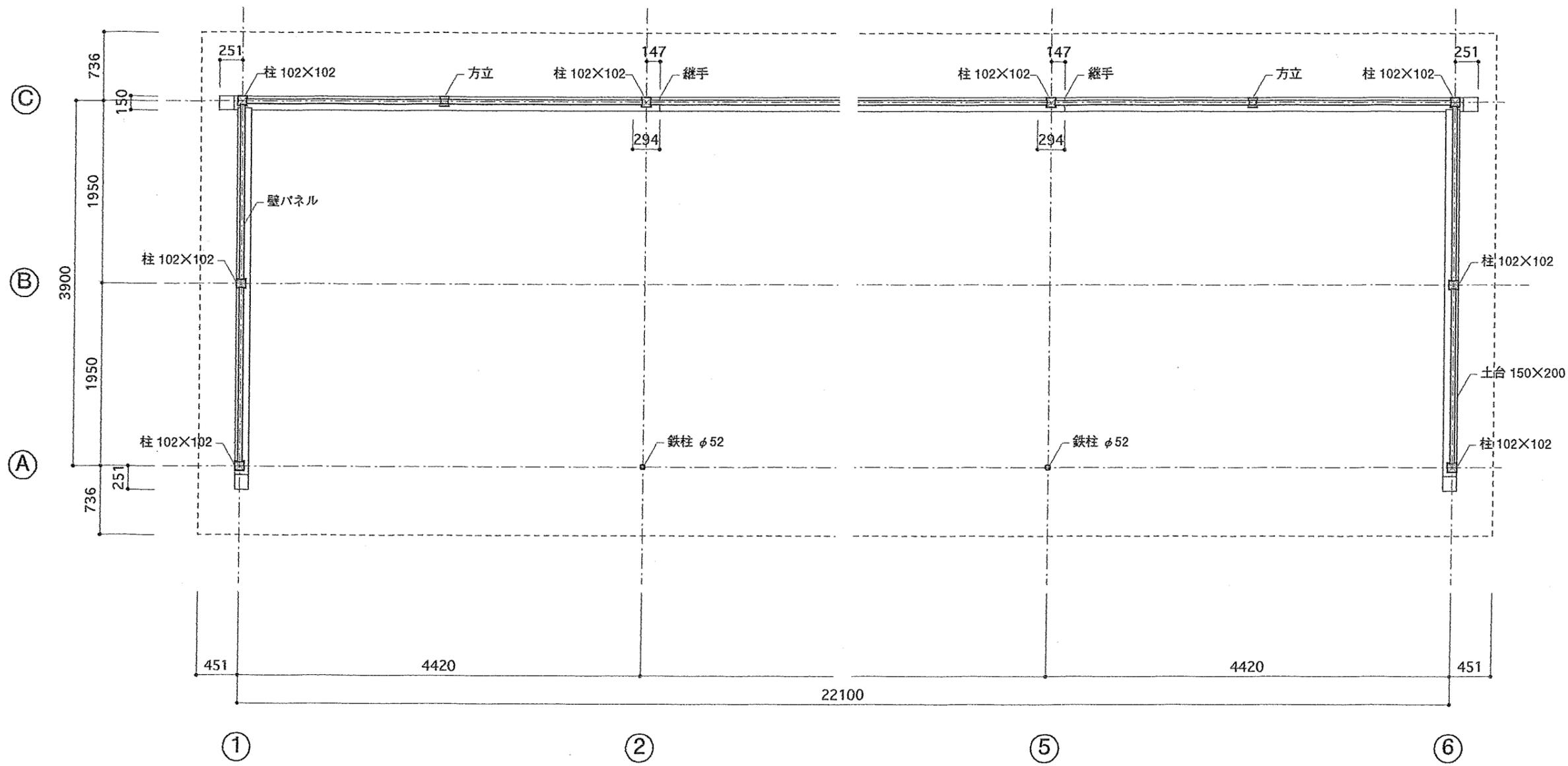
公園名称	新宿御苑	工事名称	平成 27 年度新宿御苑菊上家等設置工事			
図面名称	伊勢菊、丁子菊、嵯峨菊花壇上家 桁行断面図、展開図					
縮尺	1:50	年月日		図番	7	
	照査	設計	環境省自然環境局 新宿御苑管理事務所		照査 設計	



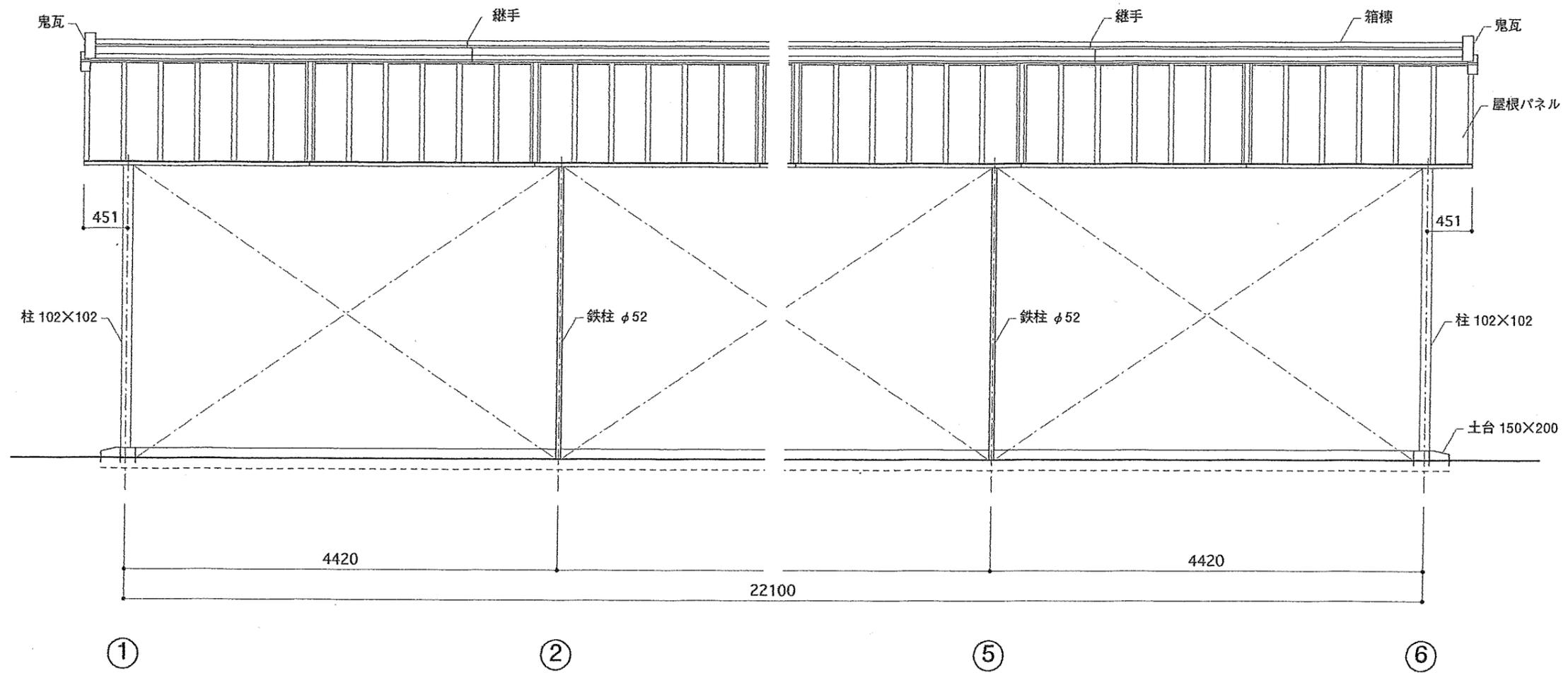
公園名称	新宿御苑	工事名称	平成 27 年度新宿御苑菊上家等設置工事			
図面名称	大作り花壇上家 平面図					
縮尺	1 : 100	年月日		図番	8	
	照査	設計	環境省自然環境局 新宿御苑管理事務所		照査 設計	



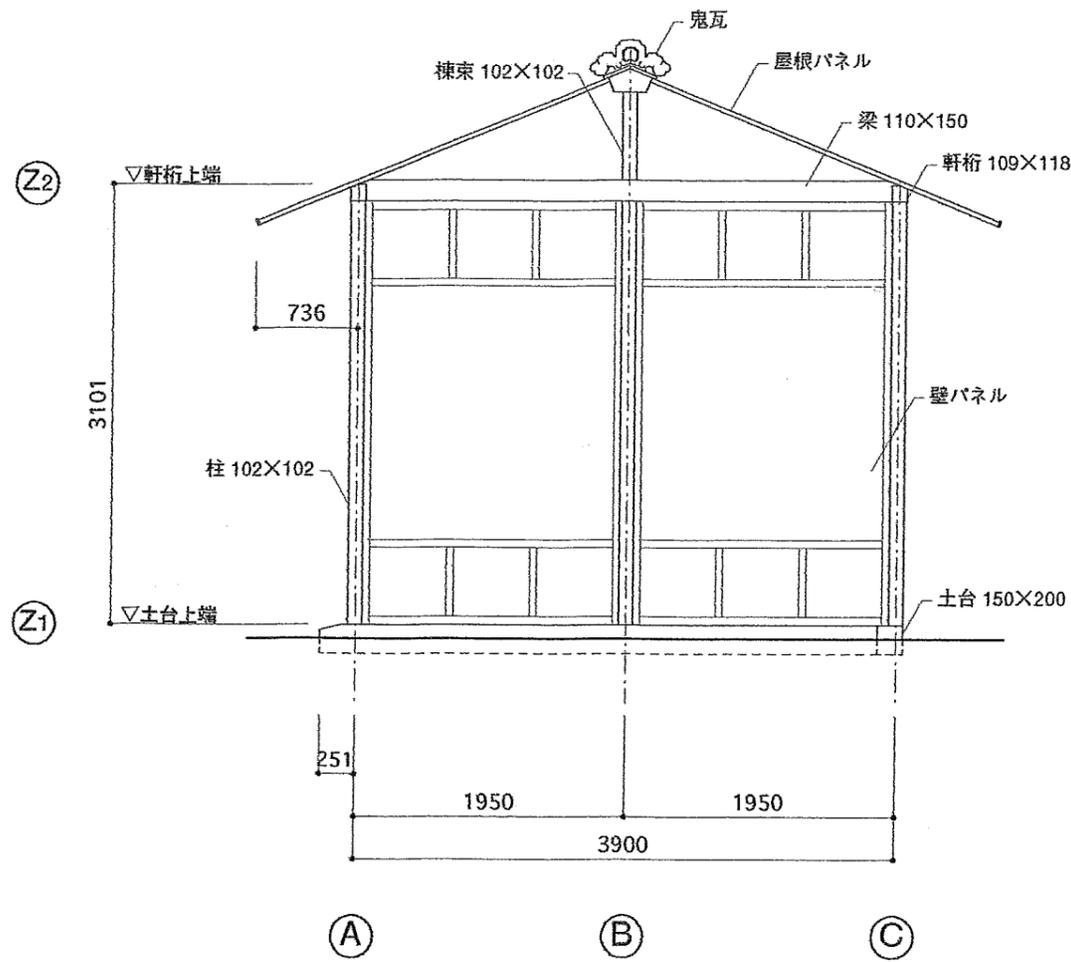
公園名称	新宿御苑	工事名称	平成 27 年度新宿御苑菊上家等設置工事			
図面名称	大作り花壇上家 正面立面図、桁行断面図、展開図					
縮尺	1 : 100	年月日		図番	9	
	照査	設計	環境省自然環境局 新宿御苑管理事務所		照査 設計	



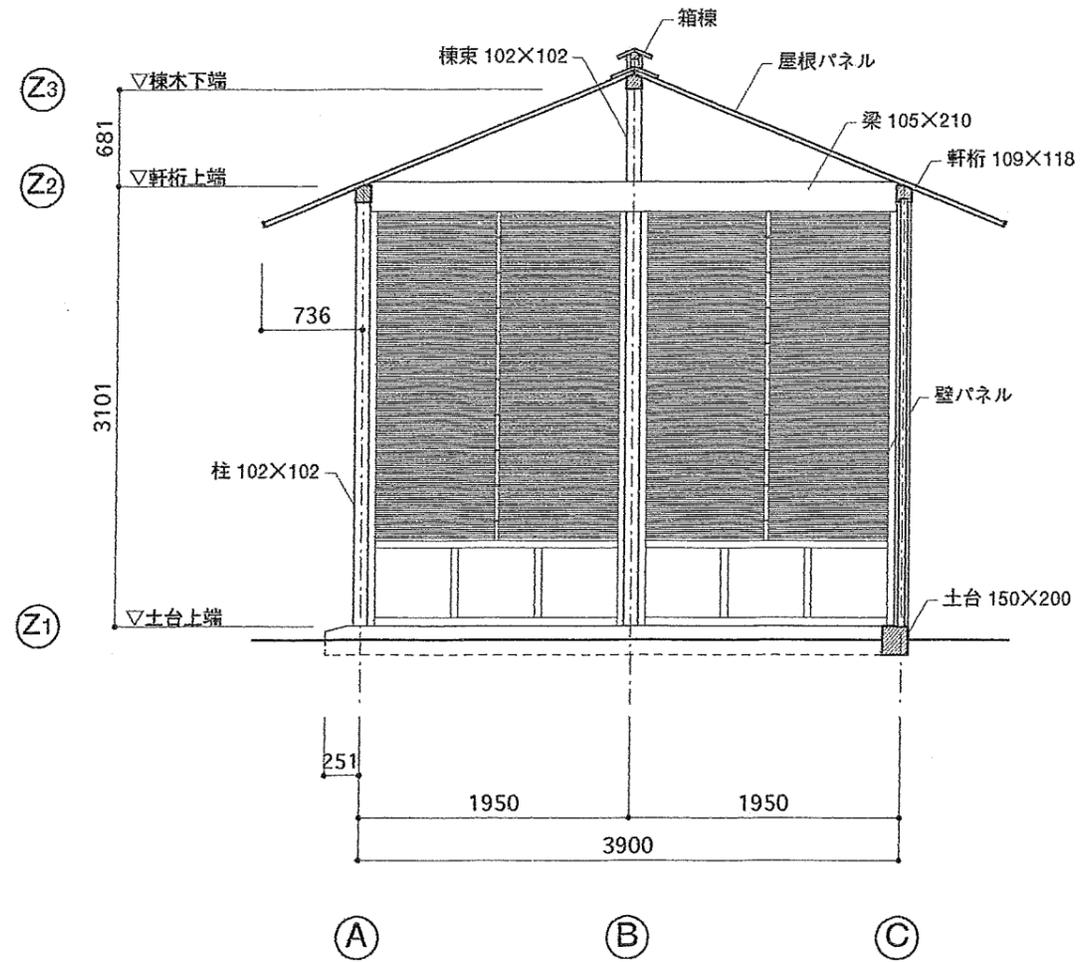
公園名称	新宿御苑	工事名称	平成 27 年度新宿御苑菊上家等設置工事			
図面名称	大作り花壇上家 平面図					
縮尺	1:50	年月日		図番	10	
	照査	設計	環境省自然環境局 新宿御苑管理事務所		照査 設計	



公園名称	新宿御苑	工事名称	平成 27 年度新宿御苑菊上家等設置工事			
図面名称	大作り花壇上家 正面立面図					
縮尺	1:50	年月日		図番	11	
	照査	設計	環境省自然環境局 新宿御苑管理事務所		照査 設計	

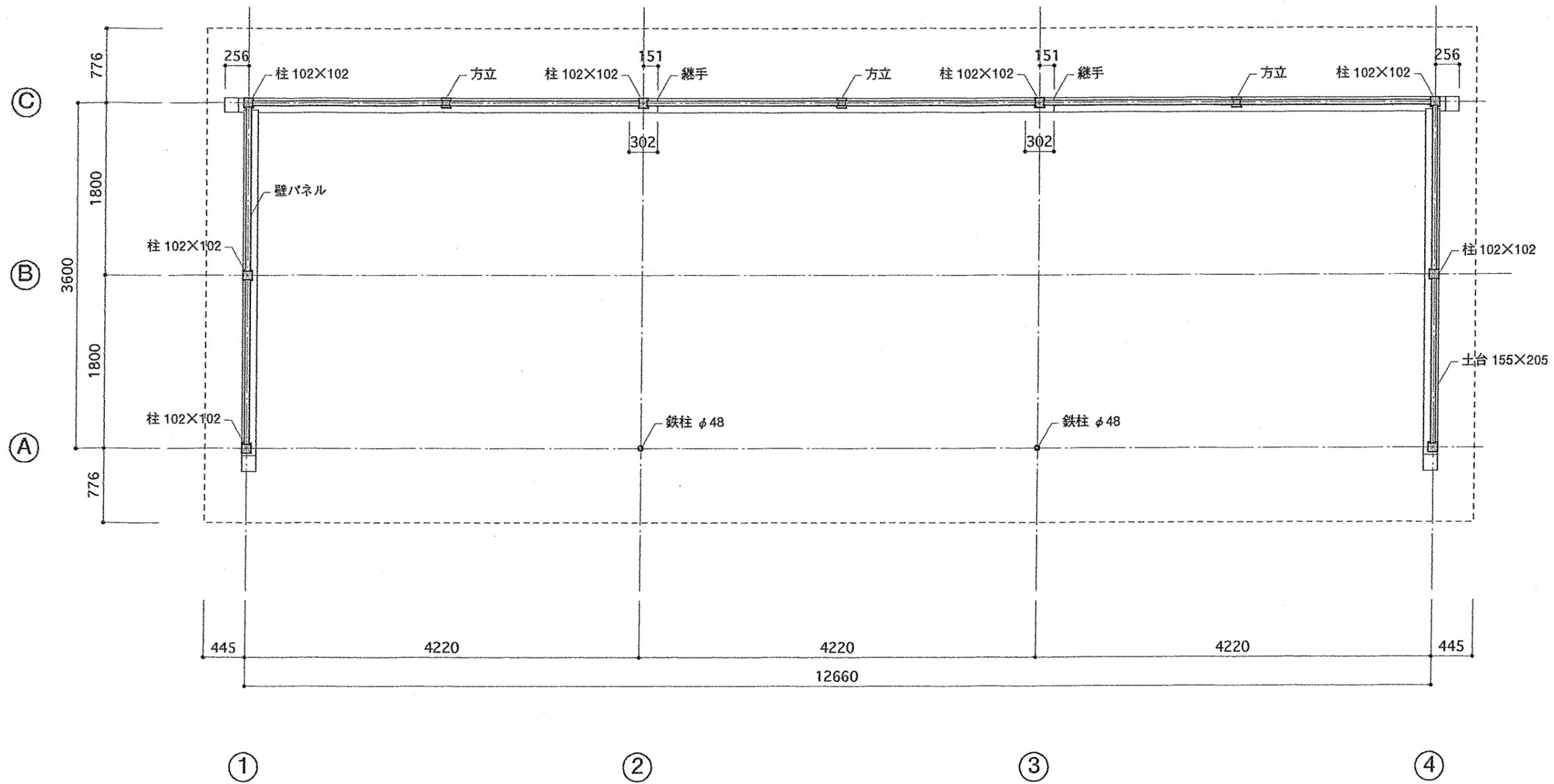


妻面立面図

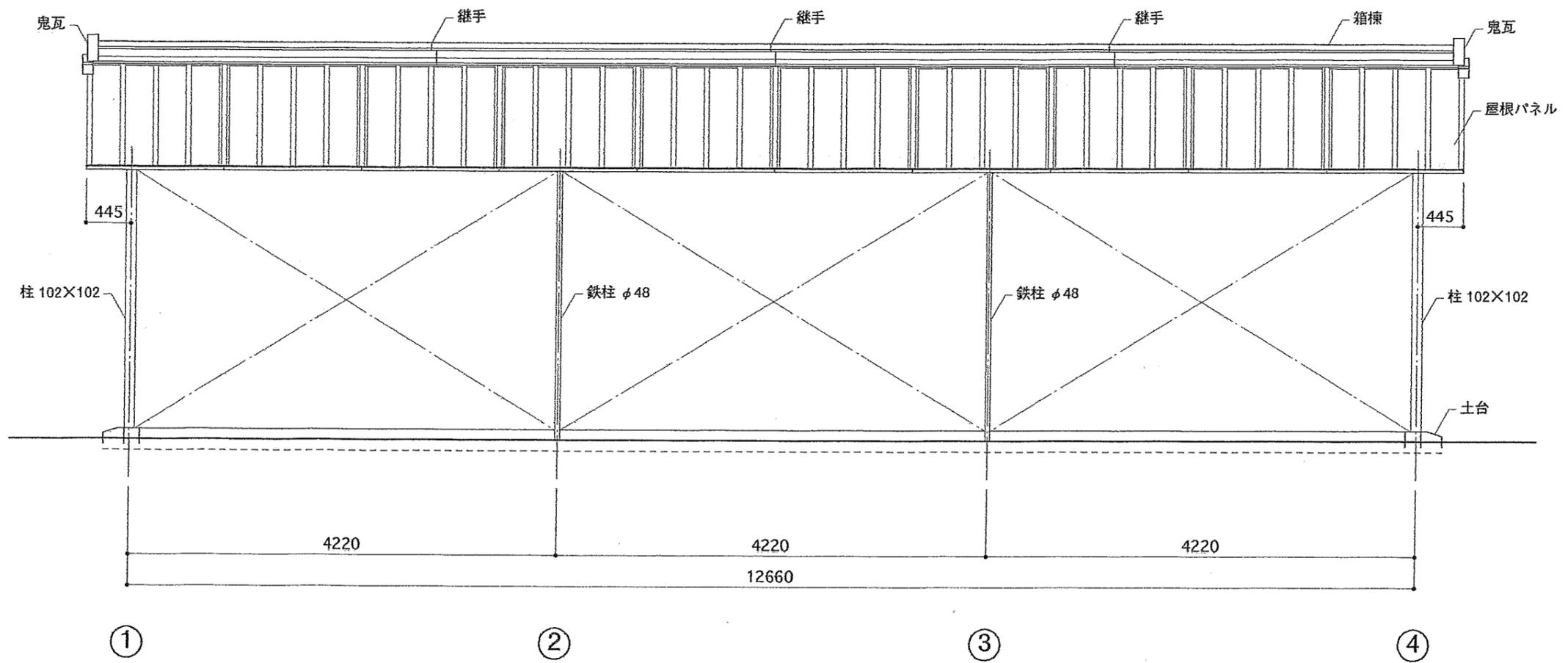


梁間断面図、展開図

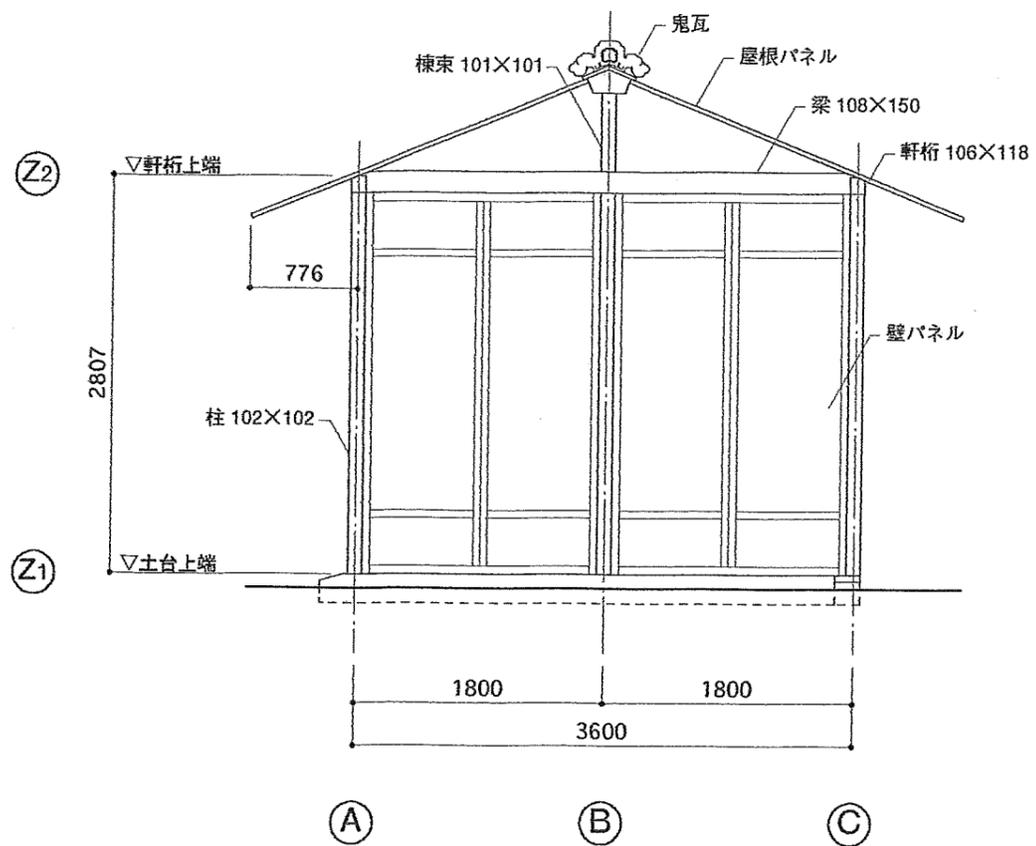
公園名称	新宿御苑	工事名称	平成 27 年度新宿御苑菊上家等設置工事			
図面名称	大作り花壇上家 妻面立面図、梁間断面図、展開図					
縮尺	1:50	年月日		図番	12	
	照査	設計	環境省自然環境局 新宿御苑管理事務所		照査 設計	



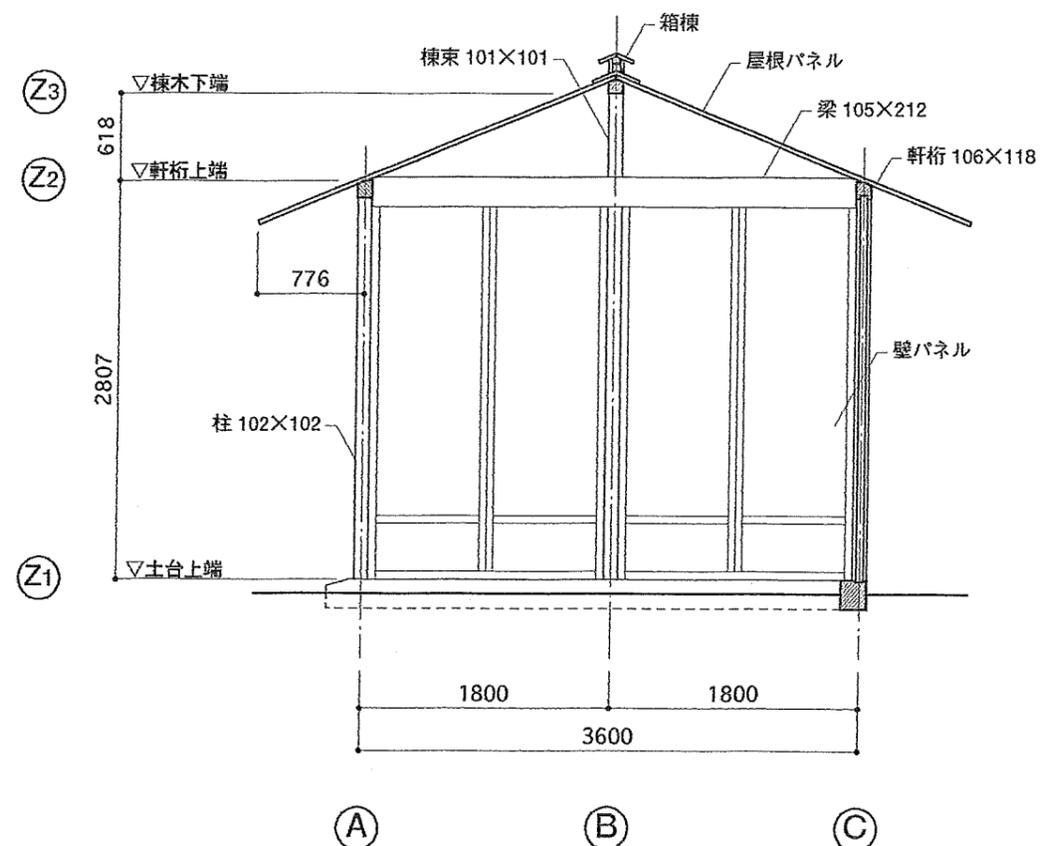
公園名称	新宿御苑	工事名称	平成 27 年度新宿御苑菊上家等設置工事		
図面名称	江戸菊花壇上家 平面図				
縮尺	1:50	年月日		図番	13
		照査	設計	環境省自然環境局 新宿御苑管理事務所	照査 設計



公園名称	新宿御苑	工事名称	平成 27 年度新宿御苑菊上家等設置工事			
図面名称	江戸菊花壇上家 正面立面図					
縮尺	1:50	年月日		図番	14	
		照査	設計	環境省自然環境局 新宿御苑管理事務所	照査 設計	

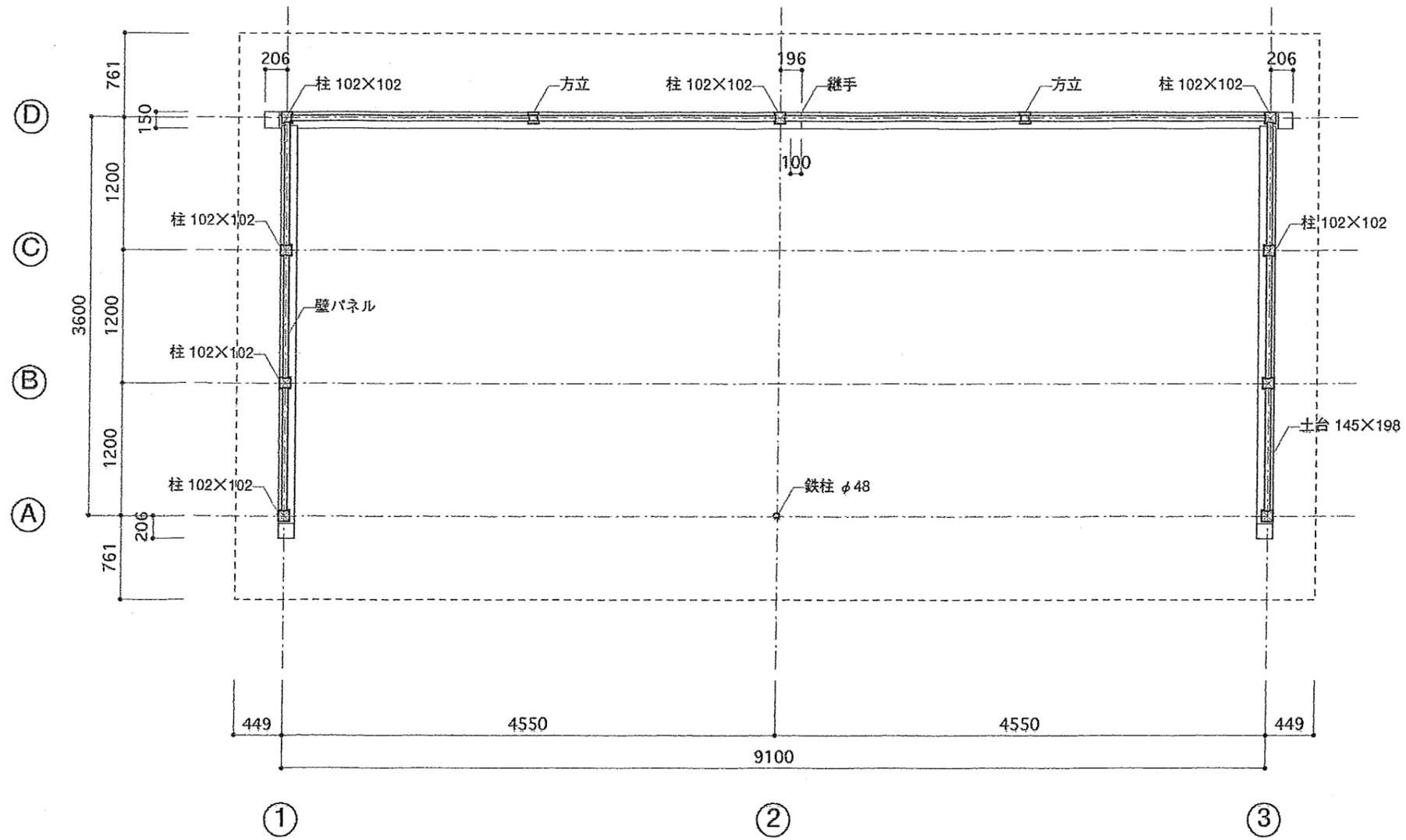


妻面立面図

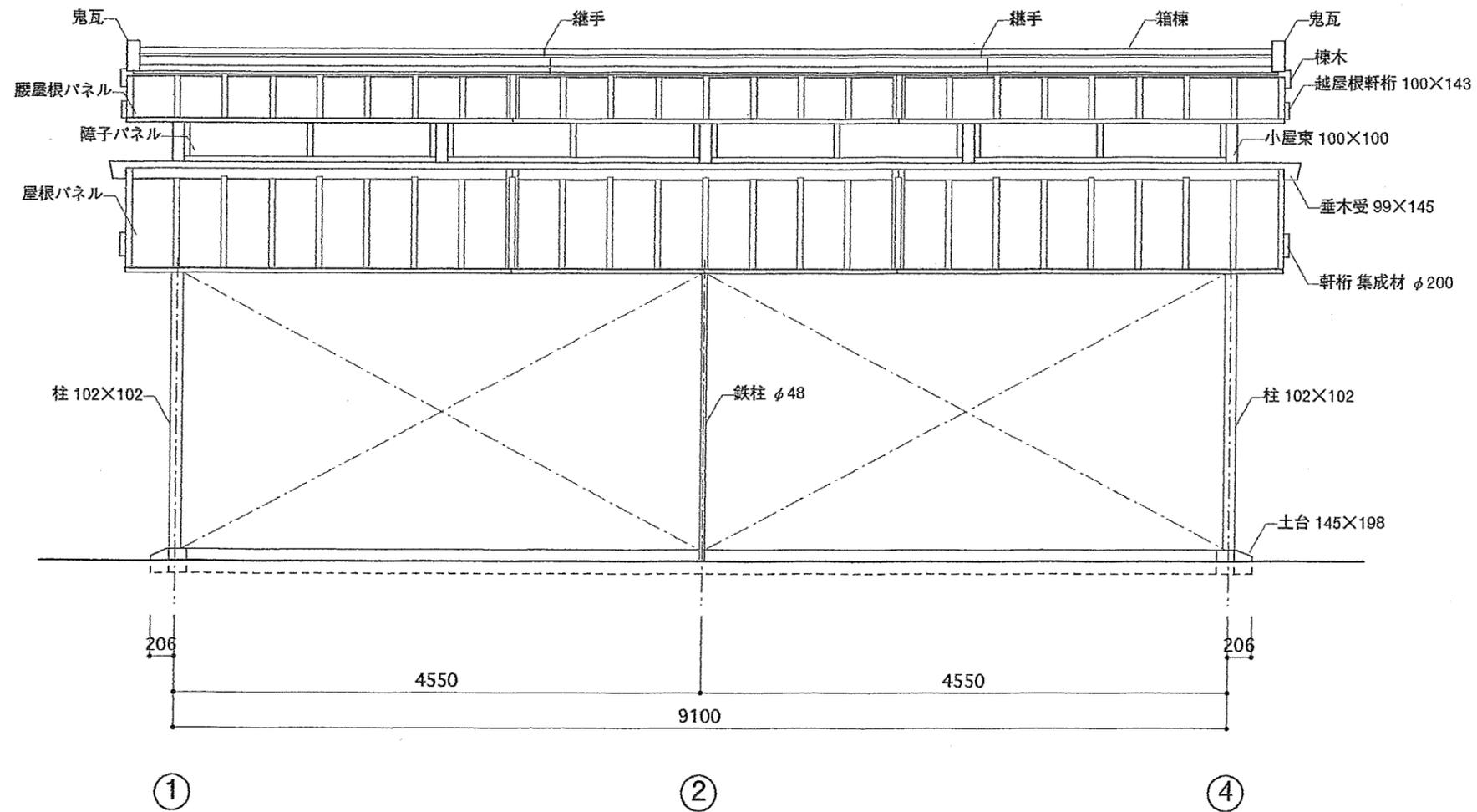


梁間断面図、展開図

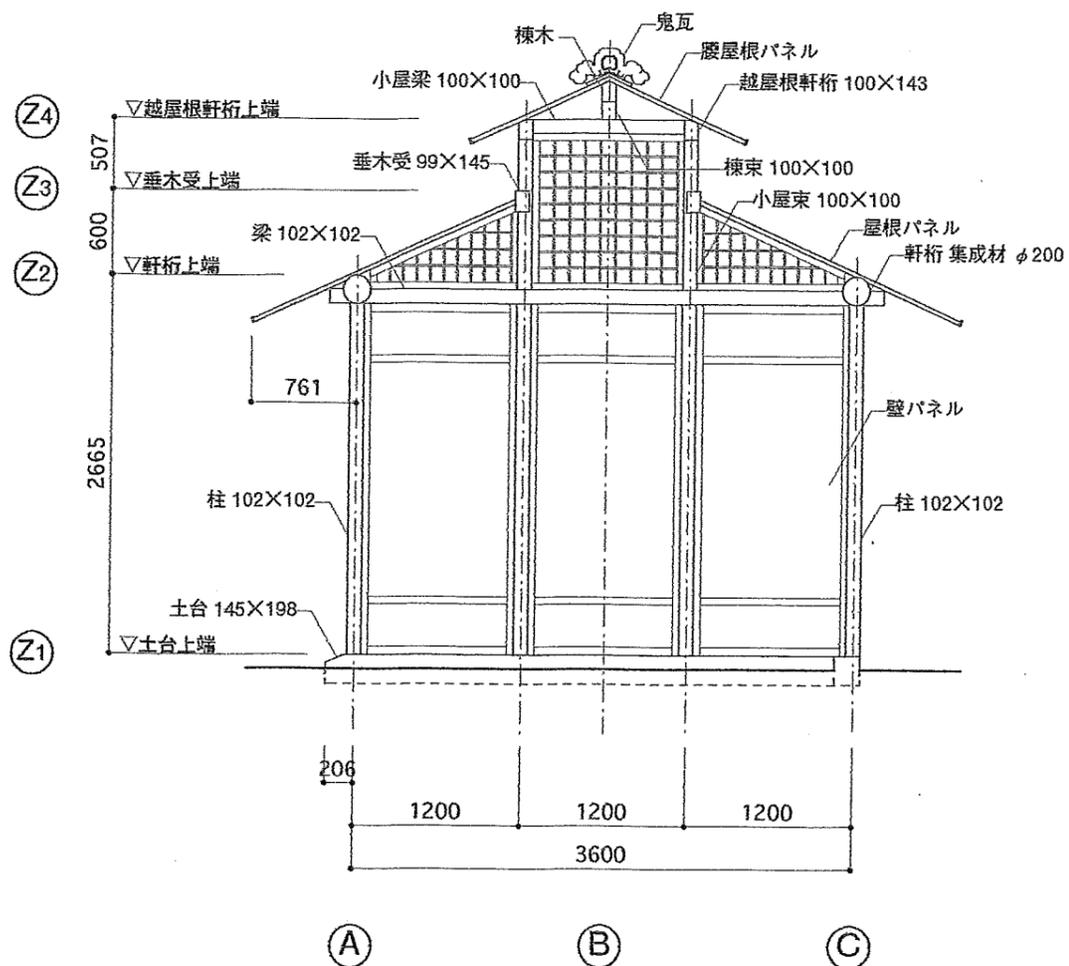
公園名称	新宿御苑	工事名称	平成 27 年度新宿御苑菊上家等設置工事		
図面名称	江戸菊花壇上家 妻面立面図、梁間断面図、展開図				
縮尺	1 : 50	年月日		図番	15
	照査	設計	環境省自然環境局 新宿御苑管理事務所		照査 設計



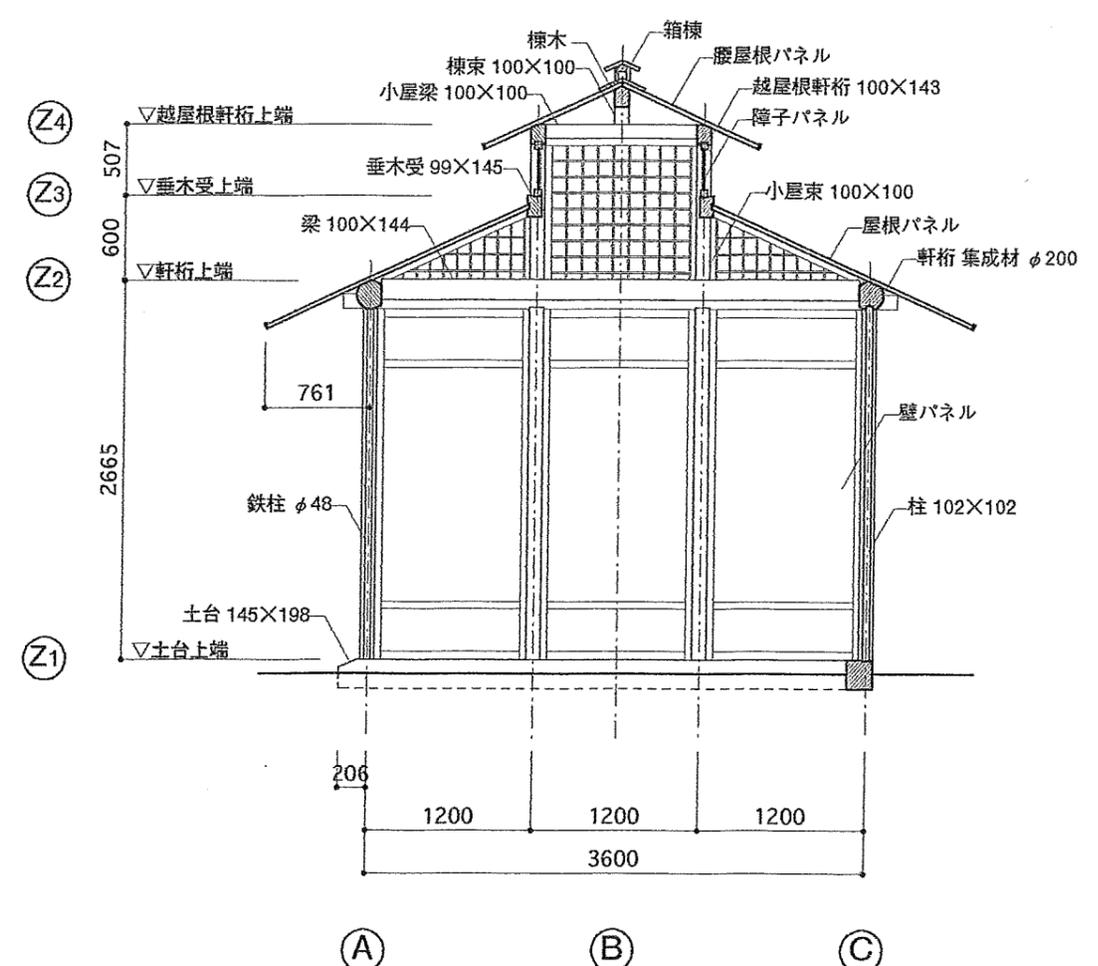
公園名称	新宿御苑	工事名称	平成 27 年度新宿御苑菊上家等設置工事			
図面名称	一文字菊、管物菊花壇上家 平面図					
縮尺	1:50	年月日		図番	16	
		照査	設計	環境省自然環境局 新宿御苑管理事務所	照査 設計	



公園名称	新宿御苑	工事名称	平成 27 年度新宿御苑菊上家等設置工事			
図面名称	一文字菊、管物菊花壇上家 正面立面図					
縮尺	1:50	年月日		図番	17	
		照査	設計	環境省自然環境局 新宿御苑管理事務所	照査 設計	

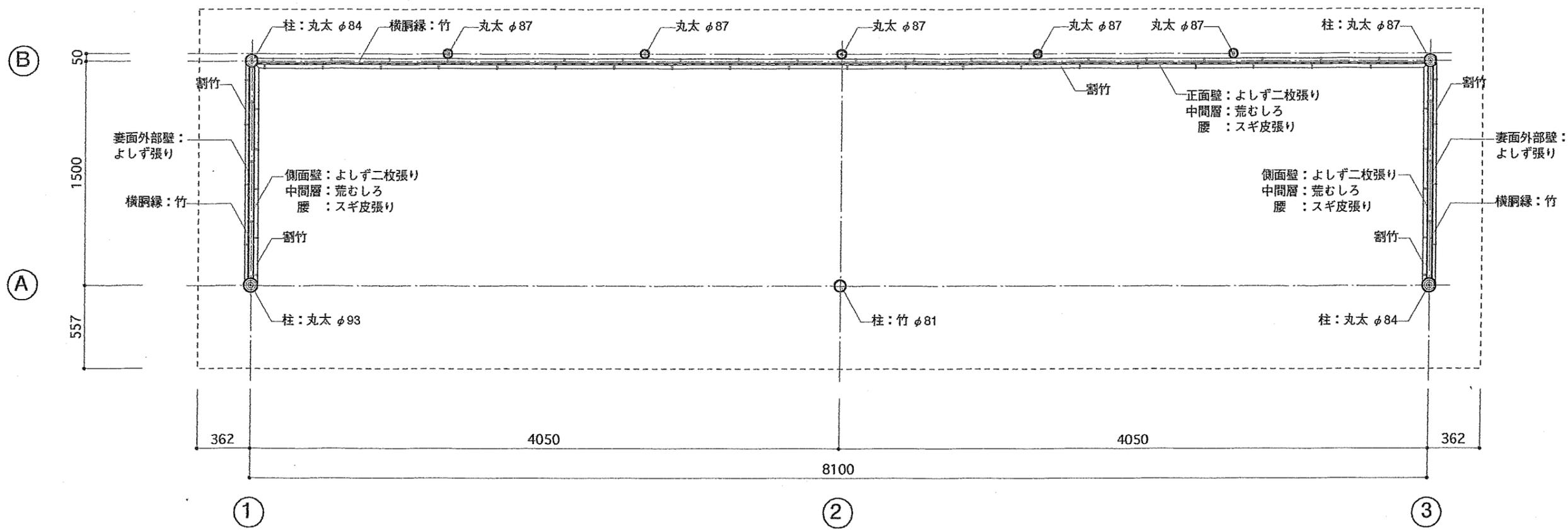


妻面立面図

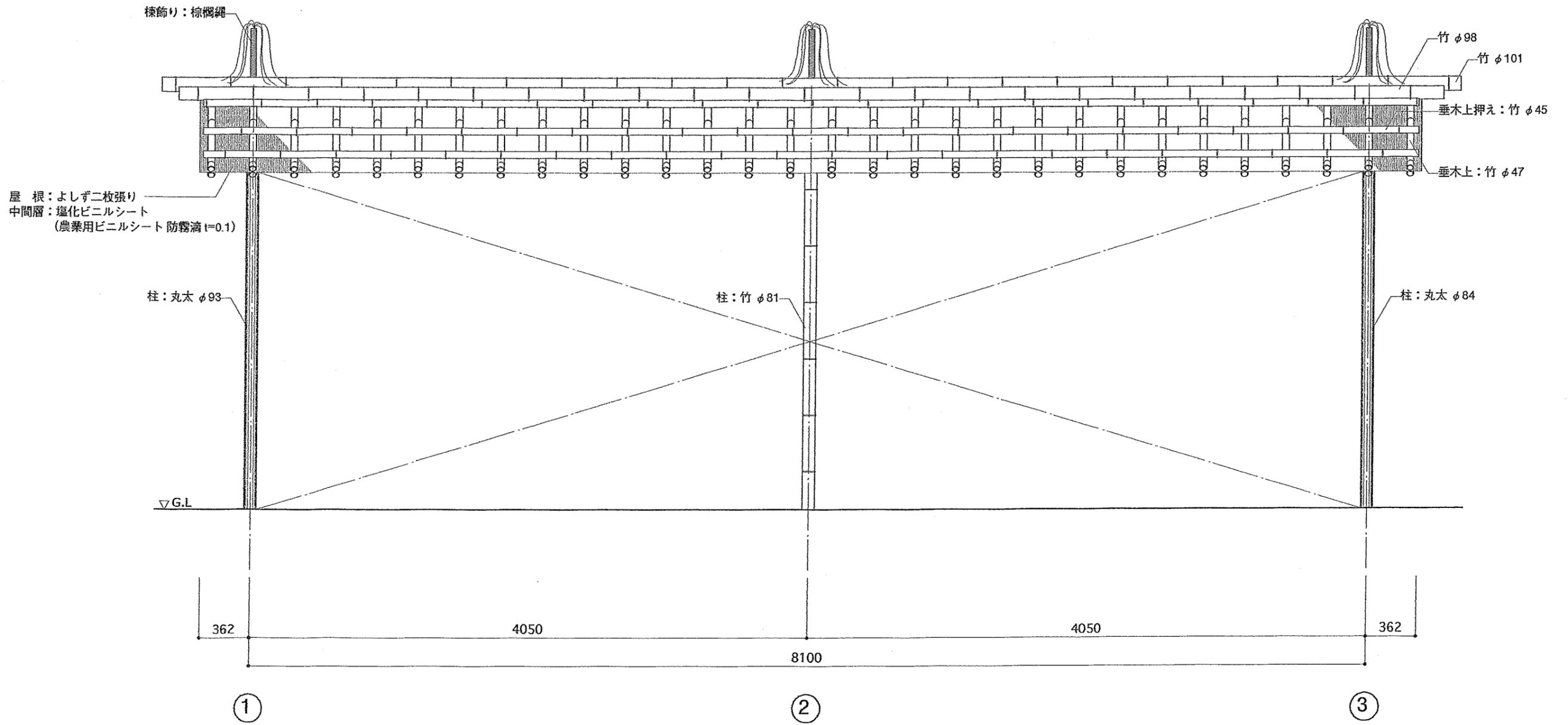


梁間断面図、展開図

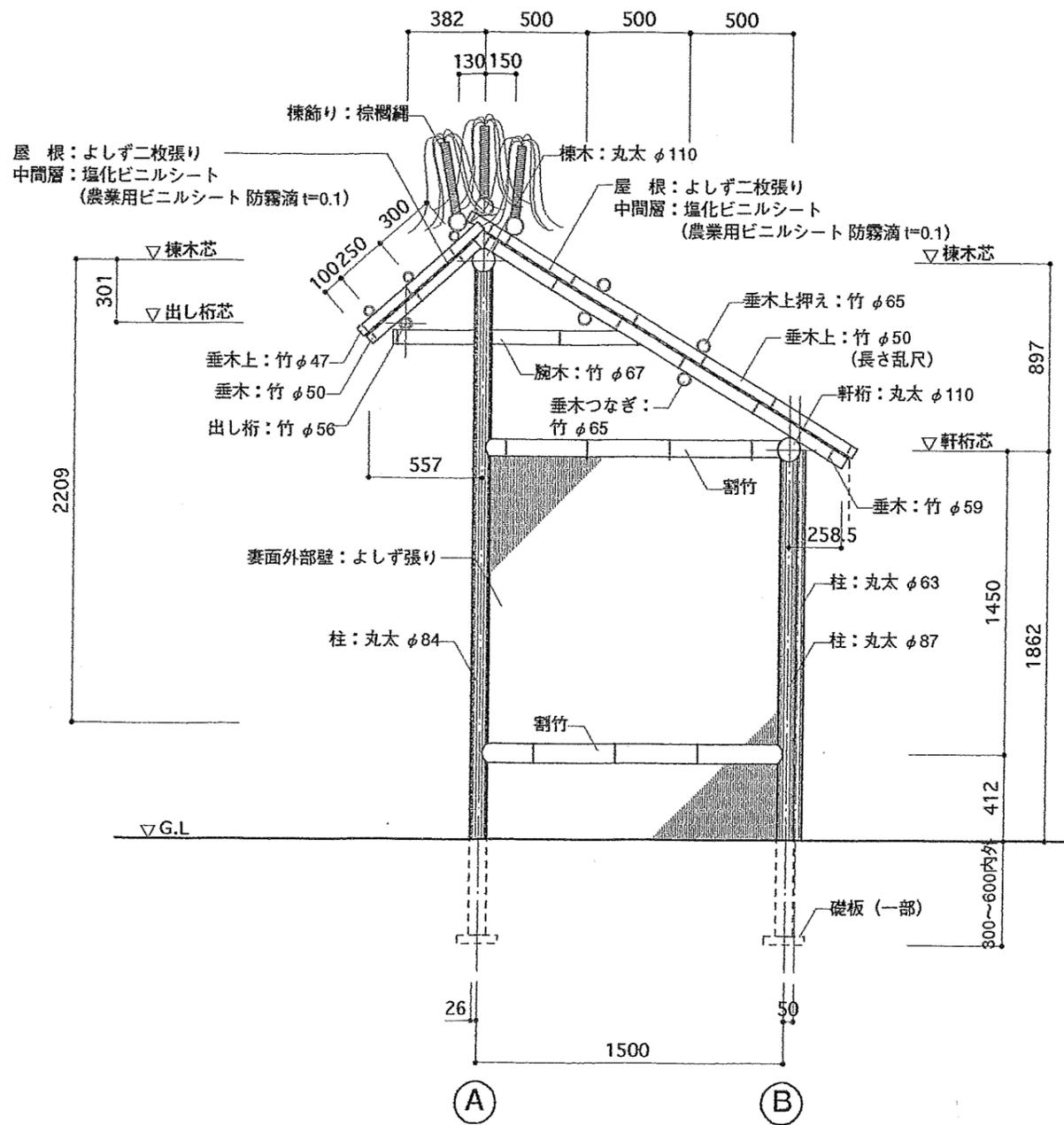
公園名称	新宿御苑	工事名称	平成 27 年度新宿御苑菊上家等設置工事			
図面名称	一文字菊、管物菊花壇上家		妻面立面図、梁間断面図、展開図			
縮尺	1 : 50	年月日		図番	18	
	照査	設計	環境省自然環境局 新宿御苑管理事務所		照査 設計	



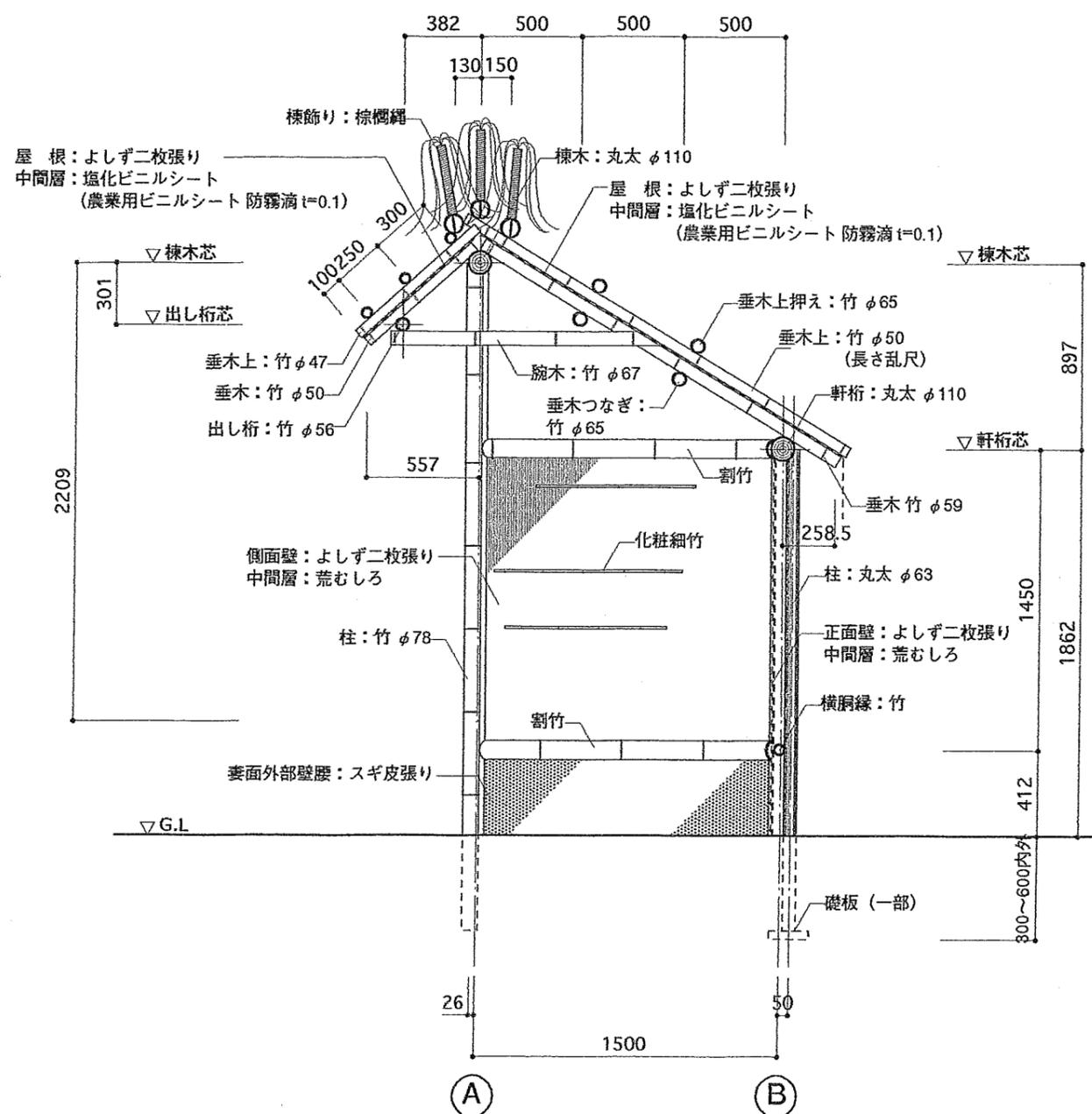
公園名称	新宿御苑	工事名称	平成 27 年度新宿御苑菊上家等設置工事			
図面名称	肥後菊花壇上家 平面図					
縮尺	1:50	年月日		図番	19	
		照査	設計	環境省自然環境局 新宿御苑管理事務所	照査 設計	



公園名称	新宿御苑	工事名称	平成 27 年度新宿御苑菊上家等設置工事			
図面名称	肥後菊花壇上家 正面立面図					
縮尺	1:50	年月日		図番	20	
	照査	設計	環境省自然環境局 新宿御苑管理事務所		照査 設計	

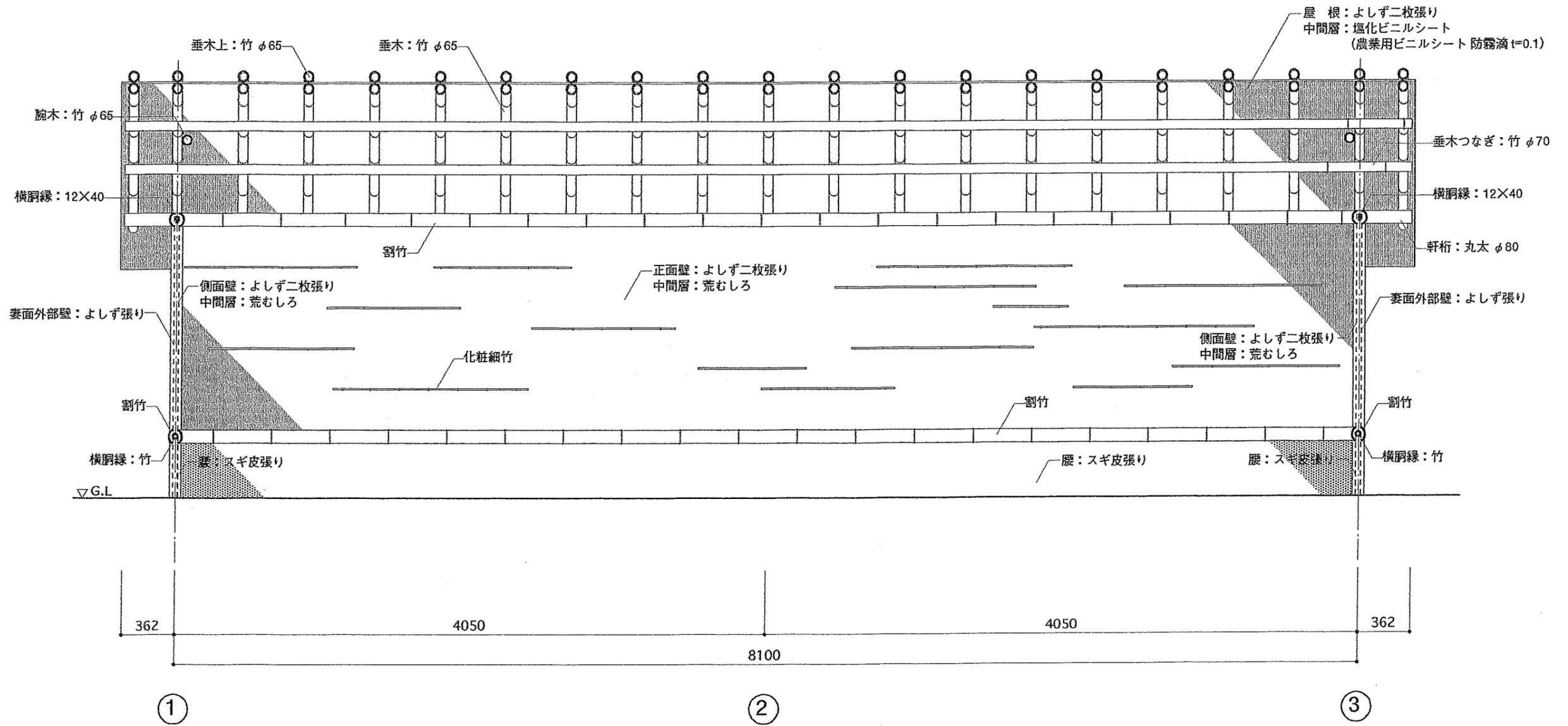


妻面立面図

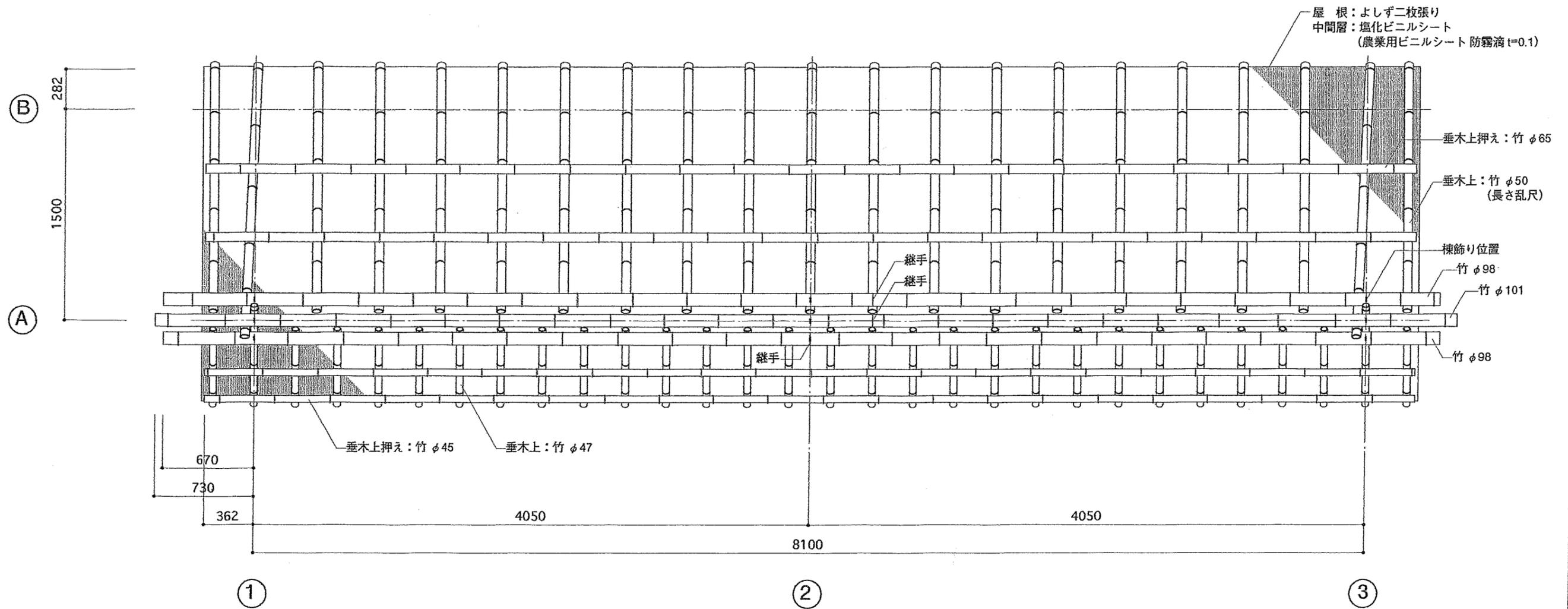


梁間断面図、展開図

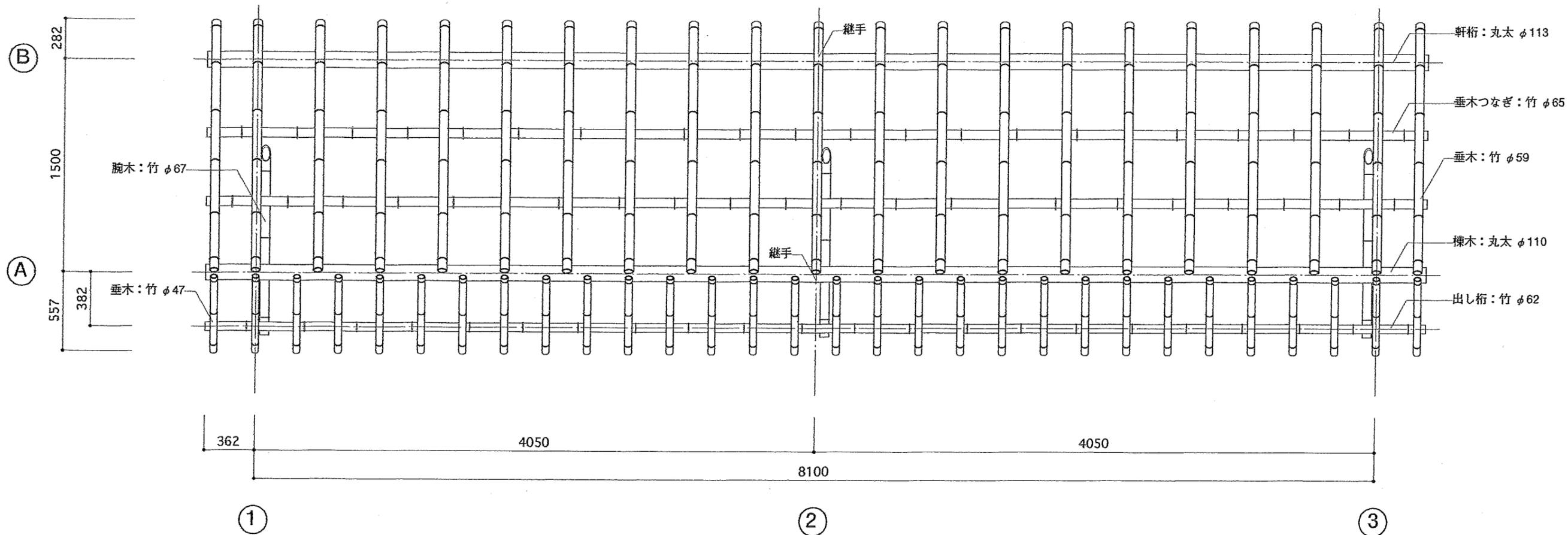
公園名称	新宿御苑	工事名称	平成 27 年度新宿御苑菊上家等設置工事		
図面名称	肥後菊花壇上家 妻面立面図、梁間断面図、展開図				
縮尺	1:50	年月日		図番	21
	照査	設計	環境省自然環境局 新宿御苑管理事務所		照査 設計



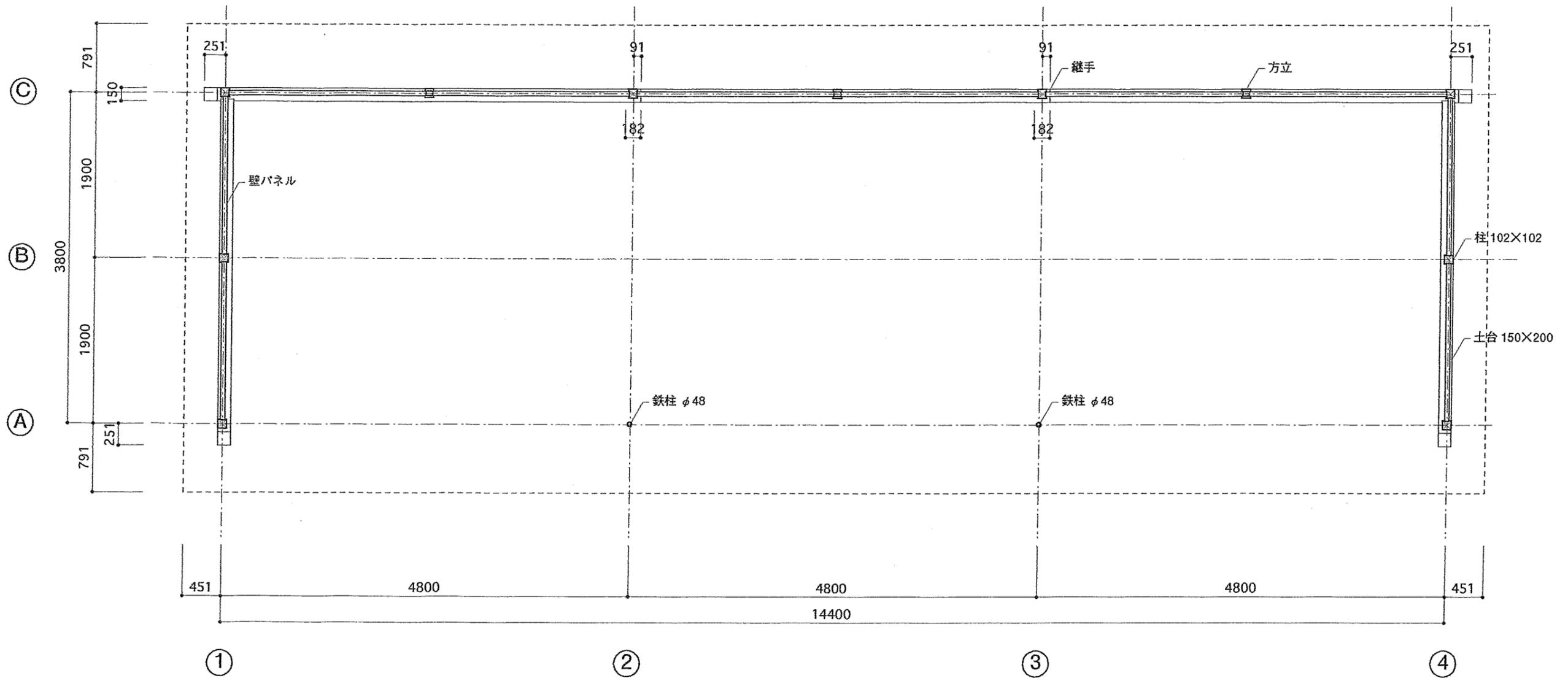
公園名称	新宿御苑	工事名称	平成 27 年度新宿御苑菊上家等設置工事			
図面名称	肥後菊花壇上家 桁行断面図、展開図					
縮尺	1:50	年月日		図番	22	
	照査	設計	環境省自然環境局 新宿御苑管理事務所		照査 設計	



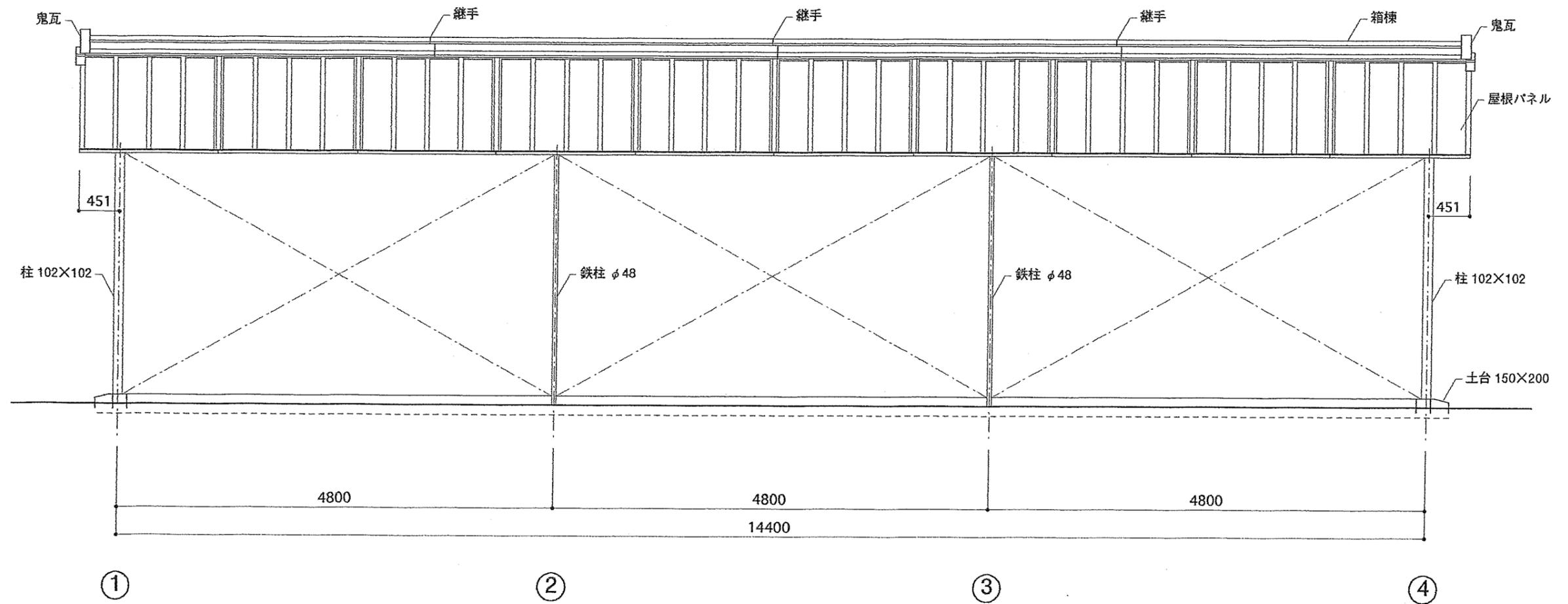
公園名称	新宿御苑	工事名称	平成 27 年度新宿御苑菊上家等設置工事			
図面名称	肥後菊花壇上家 屋根伏図					
縮尺	1:50	年月日		図番	23	
		照査	設計	環境省自然環境局 新宿御苑管理事務所	照査	設計



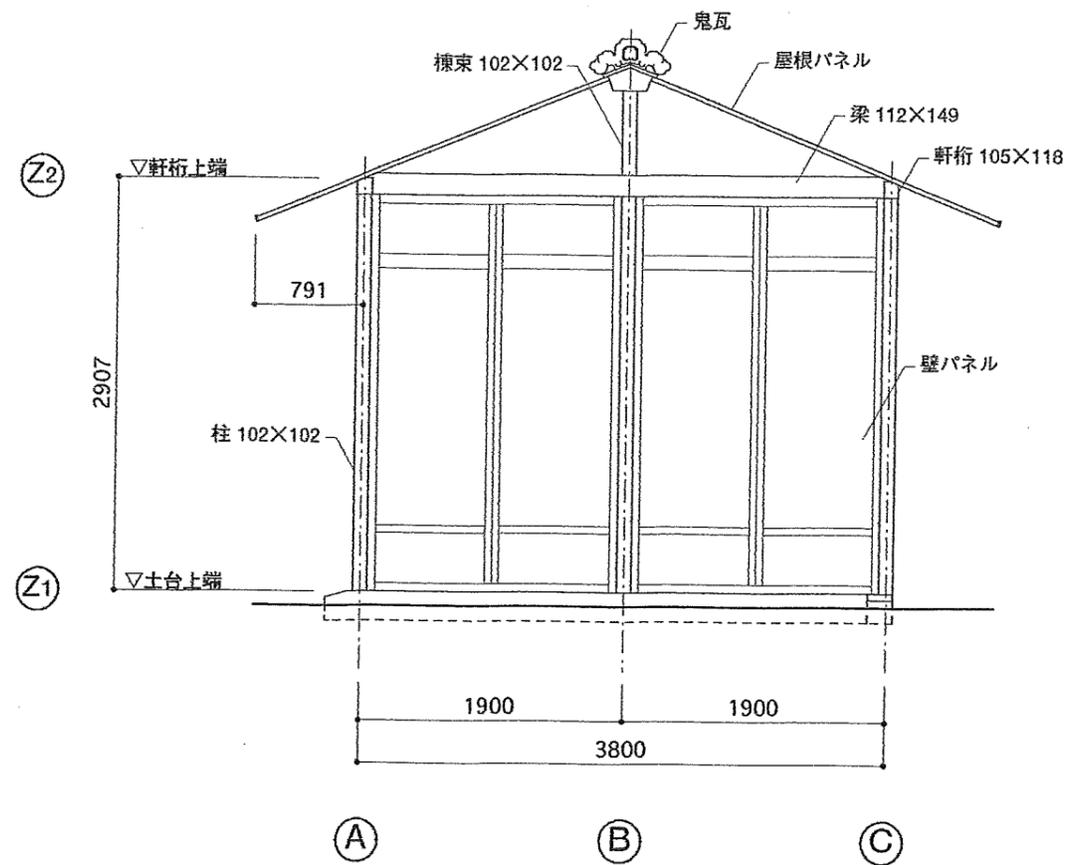
公園名称	新宿御苑	工事名称	平成 27 年度新宿御苑菊上家等設置工事		
図面名称	肥後菊花壇上家 小屋伏図				
縮尺	1:50	年月日		図番	24
	照査	設計	環境省自然環境局 新宿御苑管理事務所		照査 設計



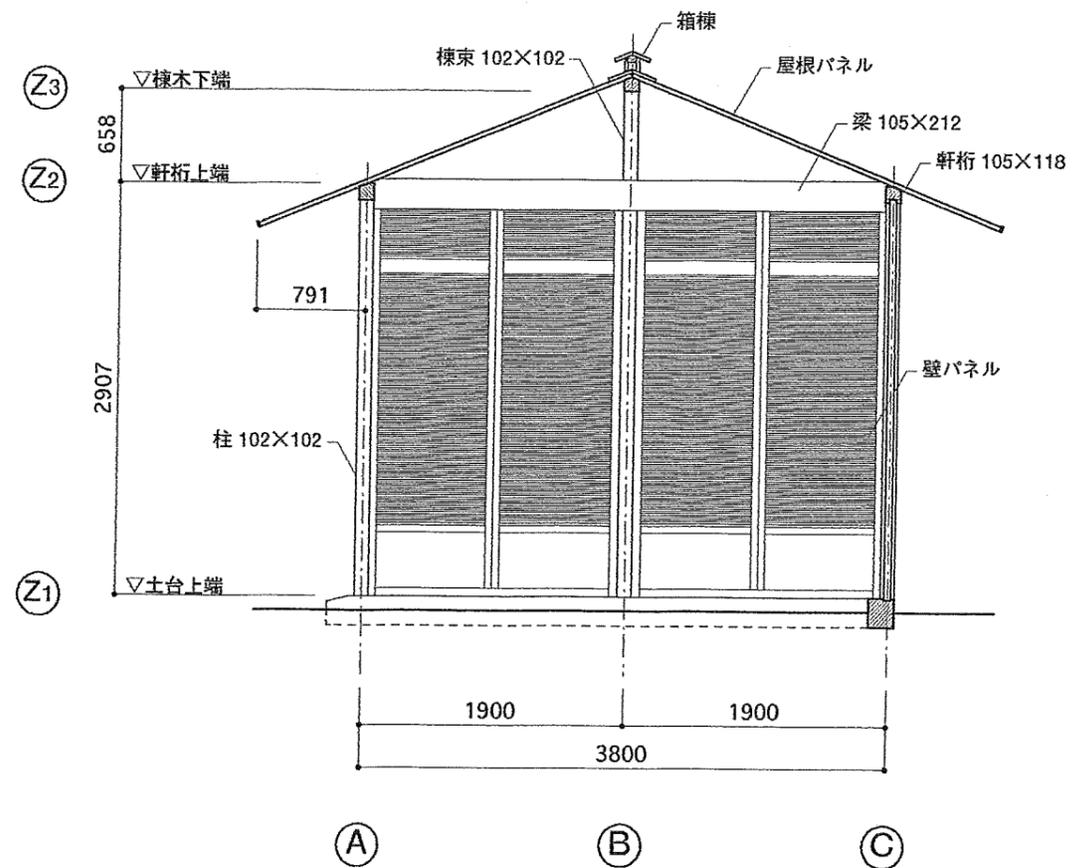
公園名称	新宿御苑	工事名称	平成 27 年度新宿御苑菊上家等設置工事			
図面名称	大菊花壇上家 平面図					
縮尺	1:50	年月日		図番	25	
		照査	設計	環境省自然環境局 新宿御苑管理事務所	照査 設計	



公園名称	新宿御苑	工事名称	平成 27 年度新宿御苑菊上家等設置工事			
図面名称	大菊花壇上家 正面立面図					
縮尺	1 : 50	年月日		図番	26	
		照査	設計	環境省自然環境局 新宿御苑管理事務所	照査 設計	

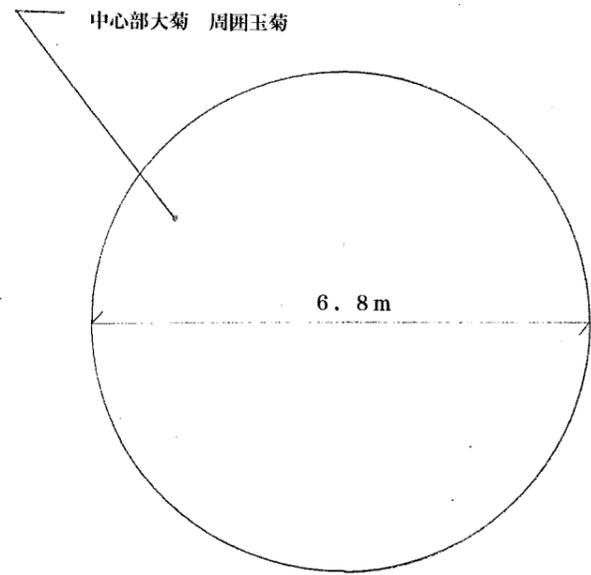


妻面立面図

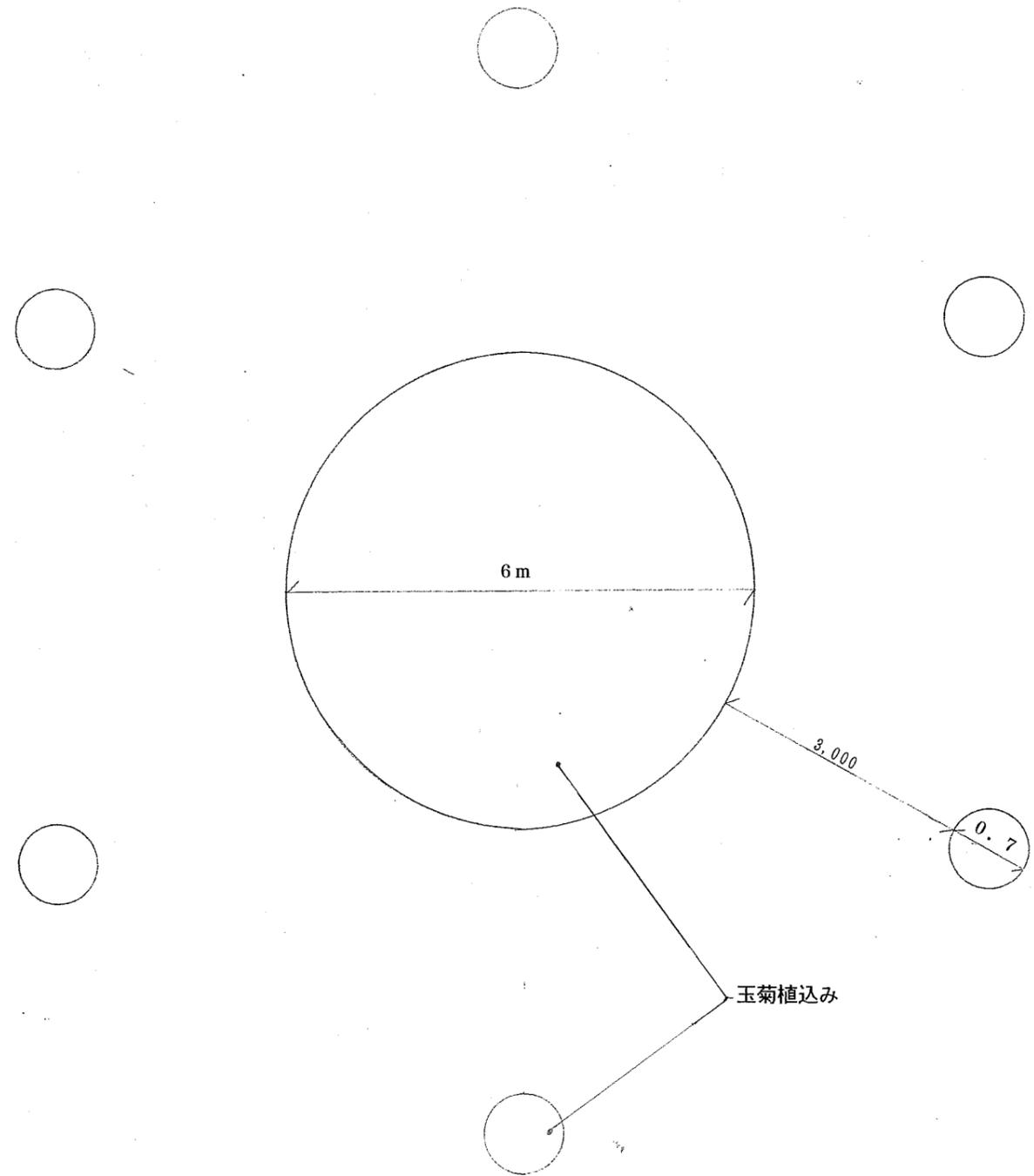


梁間断面図、展開図

公園名称	新宿御苑	工事名称	平成 27 年度新宿御苑菊上家等設置工事			
図面名称	大菊花壇上家 妻面立面図、梁間断面図、展開図					
縮尺	1:50	年月日		図番	27	
	照査	設計	環境省自然環境局 新宿御苑管理事務所		照査 設計	



第一露地花壇平面図



第二露地花壇平面図

件名	平成 27 年度新宿御苑菊上家等設置工事				
図面名称	第一露地花壇及び第二露地花壇				
所長	科長	担当	縮尺	1/50	図面番号
				II, 年月日	28
新宿御苑管理事務所					

